

令和8年度

栄養教諭研修の概要



高知県教育センター

令和8年度 高知県公立学校教職員及び保育施設職員研修体系

■公立学校教職員

		新規採用期 (0~1年)	若年前期 (2~4年)	若年後期 (5~9年)	中堅期 (10年~)	発展期 (20年~)	指導 教諭	主幹 教諭	副校長 ・教頭	校長	
		職務遂行に必要な基礎的知識・技能の理解・習得 報告・連絡・相談の徹底	職務遂行に必要な実践的知識・技能の習得・活用 積極的・協動的な姿勢	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能の習得・活用 若年教員への助言	学年や校務分掌等の中心かつ、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮	各体制の組織運営 教職員への指導・助言 全体的視野に立った実践的指導力の発揮	高い専門性と優れた指導力 研修・研究等の取組を全体的に推進する	命を受けた校務の取りまとめ 教頭の補佐 調整機能を発揮した組織運営の活性化	人間的魅力を持ったリーダー性の確立 管理職としての資質・指導力の発揮	トピリーダーとしての人間的魅力や強い使命感、判断力や行動力の発揮 人材の育成	
教 員	求められる資質・能力	学級・HR 経営力 集団を高める力/一人一人の能力を高める力					資 質				
		教諭:学習指導力/養護教諭・栄養教諭:専門領域に関する力 教 諭:授業実践・改善力/専門性探究力/ICT 活用指導力 養護教諭:保健管理に関する力/保健教育の実践に関する力/健康相談に関する力/保健室経営に関する力/ICT 活用指導力 栄養教諭:食に関する指導力/学校給食の管理に関する力/連携・調整力/専門性探究力/ICT 活用指導力					マネジメント 組織マネジメント/カリキュラム・マネジメント/ リスクマネジメント/地域等マネジメント/人材育成				
		チームマネジメント力 協働性・同僚性の構築力/組織貢献力					ガバナンス 服務監督/コンプライアンス				
		セルフマネジメント力 自己管理能力/自己変革力									
<基本研修>		臨時任用教員研修	採用前講座	教 諭 初任者研修/2年経過後研修/3年経過後研修/7年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修 養護教諭 新規採用養護教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修 栄養教諭 新規採用栄養教諭研修/2年経過後研修/中堅教諭等資質向上研修/発展期教諭等研修			新任用指導教諭研修	新任用2年次主幹教諭研修	新任用2年次教頭研修	新任用副校長研修	新任用校長研修
<専門研修>		経営力育成セレクト研修 ・教科等 ・特別支援教育 ・安全教育 ・教育の情報化 ・人権教育 ・生徒指導 ・教育相談 ・生涯学習 等									
<長期派遣研修等>		・高知県教育公務員大学院派遣 ・教職員等中央研修派遣 ・県外人事交流 ・産業教育内地留学 ・国際バカロレア対応のための派遣 ・在外教育施設派遣 等									
教育事務職員		主事 基礎的知識・技能の習得	主査 実践的・専門的知識・技能の習得 自己の役割の自覚	主幹(5~9年) ミドルリーダーとしての実践力の発揮	主幹(10年~) 広域的視野に立った実践的指導力の発揮	総括主任 協働的な職場づくり、組織づくりの推進、人材育成	事務長 学校の教育力向上に寄与、人材育成 学校業務が円滑化及び高質の推進		教育事務職員研修(小中学校・県立学校) 教育事務職員研修(セレクト)		
実習助手 寄託先指員		新規採用実習助手研修 臨時任用寄託先指導員研修 寄宿舎指導員研修 寄宿舎指導員研修									
幼稚園教職員 保育所職員 認定こども園職員等		新規採用保育者 基礎的知識の習得 実践との結び付け	5年未満の保育者 見通しをもった教育及び保育の実践	5~10年未満の保育者 習得した知識や技術の活用 実践力の向上	中堅保育者 (10年以上) 保育者モデルの確立 全般的視野に立った資質・指導力の習得	主任・教頭等 人材育成 園長の補佐 園の教育・保育目標に合わせた取組の推進	所長・園長 園の経営方針の立案 組織的な運営 地域や関係機関等と連携した取組の推進				
		新規採用保育者研修		中堅教諭等 資質向上研修(保育者)		主任保育士・幼稚園教頭等 研修ステージⅠ・Ⅱ		所長・園長研修			
		保育者基礎研修Ⅰ期~Ⅲ期			ミドル保育者 基本研修	ミドル保育者 フォローアップ 研修	新規採用保育者研修及び 保育者基礎研修Ⅰ期に係る 所長・園長研修				
		<専門研修> ・保幼小接続 ・乳幼児期の教育・保育 等									
		<キャリアアップ研修>									
校内(園内)研修支援											

目次

高知県教員育成指標「栄養教諭」	5
-----------------	---

I 新規採用栄養教諭研修

1 実施要項	8
2 各種提出書類の提出期限等について	10
3 各種様式	
○年間指導計画書 (第1号様式)	11
○年間指導報告書 (第2号様式)	12
○自己評価票 (第3号様式)	13
○「学校訪問研修」訪問日調査票 (第4号様式)	14
4 年間研修計画	
(1) 研修内容及び研修日数	15
(2) 研修期日及び研修会場	17
5 項目別研修計画	
(1) ねらい	18
(2) 日程及び内容	
【基礎研修】	18
【実践研修】	19
6 研修における持参(準備)物・提出物等	21
7 学校訪問研修について	22

II 2年経験者研修(栄養教諭)

1 実施要項	24
2 年間研修計画 研修内容及び研修日数	25
3 項目別研修計画	
(1) ねらい	26
(2) 日程及び内容	
【実践研修】	26
4 研修における持参(準備)物・提出物等	27
5 留意事項	
(1) 「授業研修」(公開授業訪問)について	29
(2) 授業チェックシートの活用について	29
(3) 実践シートの記述について	29
(4) 自己評価票について	29
6 各種様式	
○実践シート (第1号様式)	30
○自己評価票 (第2号様式)	31
○「実践シート」チェックシート	32
○授業チェックシート	33
○公開授業訪問日調査票	34

Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）

中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の概略	36
1 実施要項	37
2 各種提出書類の提出期限等について	39
3 在籍校等研修について	40
4 年間研修計画	42
5 項目別研修計画	
(1) ねらい	43
(2) 日程及び内容	
【共通課題研修】	43
【実践研修】	44
6 研修における持参（準備）物・提出物等	46
7 選択研修について	48
選択研修一例	49
8 各種様式	
○自己評価票	（第1号様式） 50
○研修計画書	（第2号様式） 51
○研修レポート	（第3号様式） 52
○在籍校等研修報告書	（第4号様式） 54
○選択研修報告書	（第5号様式） 55

Ⅳ 自己評価票

1 自己評価票について	57
2 「自己の達成規準」の作成について	57
3 「自己の達成規準」の具体例	57
【記載における留意事項】	60

Ⅴ その他

1 研修に係る旅費コード	62
2 選択研修に係る旅費について	62
3 研修の欠席連絡等について	62
4 研修における合理的配慮の提供について	62
5 研修の中止について	63
6 研修会場について	63
7 ライブ配信研修の接続について	63
8 教育センターの利用について	64

高知県教員育成指標「栄養教諭」

経験段階(教職経験)			新規採用期(0～1年)	若年前期(2～4年)																																																																																			
求められる資質・能力			教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。																																																																																				
領域	能力	項目	教科指導、生徒指導及び学級経営など、職務遂行に必要な基礎的な知識・技能を理解・習得し、管理職や教職員に報告・連絡・相談しながら、業務に取り組むことができる。	教科指導、生徒指導、学級経営及び校務分掌など、職務遂行に必要な実践的な知識・技能を習得・活用し、より適切な指導力を発揮するとともに、積極的に協働的に業務に取り組むことができる。																																																																																			
			<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">学級・HR経営力</td> <td rowspan="2">A 集団を高める力</td> <td>① 児童生徒との信頼関係の構築</td> <td>児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。</td> <td>児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。</td> </tr> <tr> <td>② 児童生徒間の人間関係の構築</td> <td>児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。</td> <td>児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B 一人一人の能力を高める力</td> <td>③ 児童生徒理解</td> <td>児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。</td> <td>児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。</td> </tr> <tr> <td>④ 発達支持的生徒指導※1</td> <td>全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。</td> <td>全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2</td> <td>保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。</td> <td>校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">専門領域に関する力</td> <td rowspan="2">C 食に関する指導力</td> <td>⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導</td> <td>学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。</td> <td>学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 個別的な相談指導</td> <td>栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。</td> <td>病態やスポーツ栄養に関する基礎的な知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D 学校給食の管理に関する力</td> <td>⑧ 栄養管理</td> <td>成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。</td> <td>児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。</td> </tr> <tr> <td>⑨ 衛生管理</td> <td>学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。</td> <td>学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。</td> </tr> <tr> <td>E 連携・調整力</td> <td>⑩ 食に関する指導、学校給食の管理</td> <td>全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。</td> <td>指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。</td> </tr> <tr> <td>F 専門性探究力</td> <td>⑪ 専門性の追究</td> <td>学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。</td> <td>学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。</td> </tr> <tr> <td>G ICT活用指導力</td> <td>⑫ ICTの効果的な活用</td> <td>ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、ICTを活用して食育に取り組むことができる。</td> <td>ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">チームマネジメント力</td> <td rowspan="2">H 協働性・同僚性の構築力</td> <td>⑬ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働</td> <td>「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。</td> <td>「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 教職員間の連携・協働</td> <td>「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。</td> <td>組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">I 組織貢献力</td> <td>⑮ 学校組織の理解・運営</td> <td>組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。</td> <td>組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。</td> </tr> <tr> <td>⑯ 業務遂行・進捗管理</td> <td>校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。</td> <td>校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">セルフマネジメント力</td> <td rowspan="4">J 自己管理能力</td> <td>⑰ 人材育成</td> <td>学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。</td> <td>自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。</td> </tr> <tr> <td>⑱ 危機管理・安全管理</td> <td>学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。</td> <td>危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。</td> </tr> <tr> <td>⑲ 法令遵守</td> <td>教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。</td> <td>教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。</td> </tr> <tr> <td>⑳ 倫理観・社会性</td> <td>倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。</td> <td>倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">K 自己変革力</td> <td>㉑ 郷土愛</td> <td>高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。</td> <td>高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。</td> </tr> <tr> <td>㉒ ワーク・ライフ・バランス</td> <td>健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>㉓ 使命感・責任感</td> <td>教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。</td> <td>教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。</td> </tr> <tr> <td>㉔ 自己啓発</td> <td>常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。</td> <td>国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。</td> </tr> </table>	学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。	児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。	② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。	④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。	専門領域に関する力	C 食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。	⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的な知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	D 学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。	⑨ 衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	E 連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。	F 専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。	G ICT活用指導力	⑫ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。	チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑬ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	⑭ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。	I 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。	⑯ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	セルフマネジメント力	J 自己管理能力	⑰ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。	⑱ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。	⑲ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	⑳ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	K 自己変革力	㉑ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	㉒ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。		㉓ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。
学級・HR経営力	A 集団を高める力	① 児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒との関わり方を理解し、愛情をもって公平かつ受容的に関わることができる。			児童生徒との関わり方の重要性を認識し、積極的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。																																																																																	
		② 児童生徒間の人間関係の構築	児童生徒の人権を尊重し、児童生徒間のコミュニケーションを促進することができる。		児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。																																																																																		
	B 一人一人の能力を高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒理解の意義や重要性を理解し、児童生徒一人一人に積極的に向き合い、共感的理解に努めることができる。		児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。																																																																																		
		④ 発達支持的生徒指導※1	全ての児童生徒の発達を支援する視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。		全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。																																																																																		
		⑤ 特別な配慮を要する児童生徒への対応※2	保護者等との信頼関係を構築するとともに、児童生徒一人一人の実態を把握し、個や集団に応じた指導に生かすことができる。	校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うことができる。																																																																																			
専門領域に関する力	C 食に関する指導力	⑥ 給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導	学校給食を生きた教材として活用する意義や方法、授業づくりの基本を理解し、指導に生かすことができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点を位置付けた指導ができる。																																																																																			
		⑦ 個別的な相談指導	栄養教諭が行う相談指導について理解するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。	病態やスポーツ栄養に関する基礎的な知識を習得するとともに、児童生徒の食に関する健康課題に応じた相談指導をすることができる。																																																																																			
	D 学校給食の管理に関する力	⑧ 栄養管理	成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。																																																																																			
		⑨ 衛生管理	学校給食の衛生管理の基礎・基本を理解し、具体的な対応方法を考えることができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。																																																																																			
	E 連携・調整力	⑩ 食に関する指導、学校給食の管理	全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供することができるとともに、計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。																																																																																			
	F 専門性探究力	⑪ 専門性の追究	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から基礎的な知識・技能を学ぶことができる。	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。																																																																																			
	G ICT活用指導力	⑫ ICTの効果的な活用	ICT活用に関する基礎的・基本的な知識や技術を身に付け、ICTを活用して食育に取り組むことができる。	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な食育を実践することができる。																																																																																			
チームマネジメント力	H 協働性・同僚性の構築力	⑬ 保護者・地域・校種間・関係機関等との連携・協働	「チーム学校」としての連携の意義や重要性を理解し、協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。																																																																																			
		⑭ 教職員間の連携・協働	「報告・連絡・相談」や「連携・協働」の意義を理解し、管理職や教職員の助言を生かしながら、業務に取り組むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携・協働して業務に取り組むことができる。																																																																																			
	I 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解・運営	組織の特性や運営体制を理解し、職務に忠実に励むことができる。	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。																																																																																			
		⑯ 業務遂行・進捗管理	校務分掌等の業務に必要な知識・技能を理解・習得し、ICTを活用して担当する業務を計画的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。																																																																																			
セルフマネジメント力	J 自己管理能力	⑰ 人材育成	学び続ける教員としての意識をもち、学校内外の研修や自己啓発活動に意欲的に取り組むことができる。	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。																																																																																			
		⑱ 危機管理・安全管理	学校安全に関する基礎的な知識を身に付け、危機を察知し、迅速かつ適切に対応することができる。	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。																																																																																			
		⑲ 法令遵守	教育公務員として、法令遵守の意義や重要性を理解し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。																																																																																			
		⑳ 倫理観・社会性	倫理観や社会性を身に付け、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。																																																																																			
	K 自己変革力	㉑ 郷土愛	高知県の風土や歴史に興味・関心や愛着をもち、教育活動に取り組むことができる。	高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。																																																																																			
		㉒ ワーク・ライフ・バランス	健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。																																																																																				
		㉓ 使命感・責任感	教育公務員としての職責を理解して、公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。																																																																																			
㉔ 自己啓発	常に教育に関する情報に関心をもって自己研鑽に努め、管理職や教職員の助言を謙虚に受け止め、自己の成長につなぐことができる。	国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。																																																																																					

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導提要の新たな概念として示されたもの。発達支持的生徒指導では、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を学校や教職員がいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、共感性等を含む社会的資質・能力を育成する。

※2 特別支援教育の視点に加え、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題予防的生徒指導や深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う困難課題対応的の生徒指導を含む。

若年後期(5～9年)	中堅期(10年～)	発展期(20年～)
教員に求められる資質・能力は、教員等の職の専門性及び特殊性から、すべての教員に共通するものであり、かつ、経験年数等により高まりと深まりを示すものである。		
職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等における自己の役割を自覚し、若年教員への助言を意識して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な実践的・専門的な知識・技能を習得・活用するとともに、学年や校務分掌等において中心的役割を担うなど、ミドルリーダーとしての実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。	職務遂行に必要な高度な知識・技能を習得・活用するとともに、研究体制及び支援体制等の組織運営や、教職員への適切な指導・助言を行うなど、全校的視野に立った実践的指導力を発揮して、業務に取り組むことができる。
児童生徒の実態等を多面的・多角的に理解し、指導・支援に適切に生かすことができる。	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。	児童生徒の実態に応じた適切な対応について、組織的に推進することができる。
児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような集団づくりに取り組むことができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組を計画的に進めることができる。	児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を発揮できるような取組について、教職員相互の共通理解を図り、組織的に推進することができる。
児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解に基づき対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。	児童生徒の実態や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現に向けて教職員相互の共通理解を図るなど、複眼的な広い視野から児童生徒を捉え、組織的に対応することができる。
全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができる。	学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える組織的な対応について教職員に指導・助言をすることができる。
校内組織や保護者・専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援を行うとともに、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	保護者や専門家・関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上・生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案することができる。	校長等の指示を受け、保護者や専門家・関係機関等との連携体制や校内支援体制を整備し、その運営に取り組むことができる。
学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導、学校給食を生きた教材として活用した指導を行うために教材・教具等を工夫することができる。	学習指導要領や児童生徒の実態に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導をするとともに、適切に評価することができる。	
病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識を活用し、家庭や地域の背景、児童生徒の食に関する知識・理解度等を考慮した指導を行うことができる。	病態やスポーツ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。	
学校給食摂取基準に基づいた栄養管理のもと、教科等の学習内容と関連付けた献立作成を行うことができる。	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。	
学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。	学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について評価し、課題を改善することができる。	学校給食衛生管理基準に基づいた改善策を提案するとともに、教職員への適切な指導・助言をすることができる。
栄養教諭の役割について理解を深め、学校における食育推進の中核的な役割を果たすことができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。	教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内外における食育や学校給食の推進の中核的な役割を果たすことができる。
今日的な教育の動向を把握し、求められる専門性を追究することができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を追究し、自校の課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性をさらに高めるとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。
給食時間や各教科等の指導において、年間指導計画や単元全体を見通した授業デザインにICTの活用を位置付け、効果的な食育を実践することができる。	情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言をすることができる。	
「チーム学校」として積極的にコミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。	「チーム学校」としての連携を深め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意見を効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取ることができる。	
学年や分掌等における自己の役割を自覚し、課題解決に向けて、チームで対応することを意識して業務に取り組むことができる。	学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。	
組織の特性や教職員の立場を理解し、組織運営を計画的に進めることができる。	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機能的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。	
校務分掌等の業務の工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回し、ICTを活用して計画的・効率的に遂行することができる。	校務分掌等の業務の効率的・効果的な遂行に向け、ICTを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながらPDCAサイクルを回すとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
教職員の教育実践について、学び合う意識をもって評価し、後輩教職員に対して、必要に応じて適切な助言をすることができる。	自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。	
安全対策等の手法を身に付け、場面や状況に応じて、迅速かつ適切に対応することができる。	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。	危機の早期発見、早期対応に率先して取り組むとともに、学校における危機管理体制を点検し、改善につなぐことができる。
教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。	教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に助言をすることができる。	
倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもち、職務を遂行することができる。	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもって職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。	
高知県の風土や歴史を知り、児童生徒の郷土愛を育成する教育活動を展開することができる。	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。	
健康的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに速やかに管理職や教職員等に相談するなどして、働き方や心身の健康に留意し、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送ることができる。	健康的な生活習慣のもと、ワーク・ライフ・バランスを意識した生活を送るとともに、働き方や心身の健康について、教職員に適切な助言をすることができる。	
教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立った公正な判断をし、行動することができる。	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関わることができる。	
国内外の社会状況の変化に関心をもち、自らの実践を振り返り、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。	

I 新規採用栄養教諭研修

1 実施要項

1 目的

県内の公立学校（高知市立学校を除く。）のうち、小学校及び中学校、義務教育学校（以下「小学校等」という。）並びに県立の中学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の新規採用栄養教諭（以下「新採者」という。）に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づく若年教員育成プログラムの一環として、採用の日から1年間の研修を実施し、児童生徒理解に基づいた食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うための実践的指導力を育成するとともに、セルフマネジメント力の向上を図る。

2 研修対象者等

- (1) 対象者は、令和8年4月1日付けで小学校等及び県立学校の栄養教諭に採用された者とする。
- (2) (1)に掲げる者のうち、栄養教諭として、国立、公立又は私立の学校において1年以上勤務した経験を有する者で、県教育委員会が当該者の経験の程度等を勘案して新規採用栄養教諭研修（以下この研修を「新採研修」という。）を実施する必要があると認める者は対象としない。

3 研修内容及び研修日数

- (1) 校外研修として、高知県教育センター（以下「県教育センター」という。）における研修を9日間実施する。
- (2) 校内研修として、配置校の校内指導体制における研修を11日間実施する。
- (3) 実施内容は、年間研修計画（P.15、16）のとおりとする。

4 年間指導計画

- (1) 作成と実施
新採者が配置された学校（以下「当該学校」という。）の校長は、この要項及び県教育センターの年間研修計画に基づき、学校の実情に配慮して、指導教員の参画を得て、当該学校における年間指導計画を作成し、研修を実施する。
- (2) 作成上の留意点
 - ア 年間を見通した体系的な指導計画を作成する。
 - イ 県教育センターの年間研修計画との有機的関連を図る。
 - ウ 校内研修との有機的関連を図る。

5 年間指導計画書及び年間指導報告書等の提出

（小学校等）

- (1) 校長は、第1号様式による年間指導計画書、第2号様式による年間指導報告書、第3号様式による自己評価票を、各種提出書類の提出期限等（P.10）のとおり、新採者が属する小学校等を所管する市町村（学校組合を含む。）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）へ提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長から提出された年間指導計画書、年間指導報告書、自己評価票を、各種提出書類の提出期限等（P.10）のとおり、県教育センター所長に提出する。

（県立学校）

校長は、第1号様式による年間指導計画書、第2号様式による年間指導報告書、第3号様式による自己評価票を、各種提出書類の提出期限等（P.10）のとおり、県教育センター所長に提出する。

6 校内指導体制等

(1) 校内指導体制の整備

- ア 校長は、組織的・計画的に学校全体で新採研修が実施できるように学校体制を整備する。
- イ 校長、教頭、給食主任等は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新採者の指導及び助言に当たる。
- ウ 校長、教頭及び給食主任以外の教員は、校長及び教頭の指導のもとに、年間指導計画に従い、指導教員と連携しつつ、新採者の指導及び助言に当たる。

(2) 校務分掌等

- ア 校長は、この要項及び年間指導計画に基づく研修が円滑かつ効果的に実施できるよう努める。
- イ 校長は、新採者が校外における研修中、その職務が指導教員又は必要に応じて指導教員以外の教員によって適切に行われるよう校内体制を整備する。

(3) 配慮事項

- ア 新採研修の目的を十分に理解し、研修参加への自覚を高めるよう配慮する。
- イ 研修の実施に当たっては、校内における研修又は校外における研修の一環として課題研究（新採者が学校において直面する課題を設定し、指導を受けながら自主的に課題の究明を図るもの。）を適宜行うことについて配慮する。
- ウ 新採者の校外における研修によって、業務に支障が生じないように配慮する。

7 指導教員

- (1) 校長は、当該学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から指導教員を決定する。
- (2) 指導教員は、校長の指導のもとに、年間指導計画に従い、新採者に対して指導及び助言を行う。
- (3) 指導教員は、指導教員以外の教員による新採者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにする。

8 配置校における実践研修の指導者

- (1) 校長は、当該学校の教職員等の中から、実践研修の指導者について適任者を充てることができる。
- (2) 当該学校以外の教職員等及び近隣学校の栄養教諭等を実践研修の指導者に充てなければならぬと校長が判断した場合、校長は、市町村教育委員会及び関係学校長等と協議のうえ、当該学校以外の近隣学校等の適任者を実践研修の指導者に充てることことができる。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、県教育センター所長が別に定める。

2 各種提出書類の提出期限等について

※「実践研修」に係る提出物については、概要（P. 21、22）を参照。

【小学校・中学校】

提出書類		提出期限及び提出方法	
文書名	様式 (ページ)	校長→市町村教育委員会	市町村教育委員会→ 県教育センター所長あて 提出*
年間指導計画書	第1号様式 (P. 11)	5月28日(木)	6月4日(木)
年間指導報告書 (4～3月実施)	第2号様式 (P. 12)	2月3日(水)	2月10日(水)
自己評価票 ※自己の達成規準を記述	第3号様式 (P. 13)	6月11日(木)までに教育センター栄養教諭研修 担当へグループウェアで提出	
自己評価票 ※自己評価(8月)を記述		9月10日(木)	9月17日(木)
自己評価票 ※自己評価(2月)、校長評価、校長所見までを記述		2月3日(水)	2月10日(水)
訪問日調査票	第4号様式 (P. 14)	・第3希望まで記入し、4月20日(月)実践研修 Iに持参、もしくは4月24日(金)までに、県 教育センター栄養教諭研修担当指導主事へグル ープウェアで提出	

【県立学校】

提出書類		提出期限及び提出方法	
文書名	様式 (ページ)	校長→県教育センター所長あて提出*	
年間指導計画書	第1号様式 (P. 11)	6月4日(木)	
年間指導報告書 (4～3月実施)	第2号様式 (P. 12)	2月10日(水)	
自己評価票 ※自己の達成規準を記述	第3号様式 (P. 13)	6月11日(木)までに教育センター栄養教諭研修 担当へグループウェアで提出	
自己評価票 ※自己評価(8月)を記述		9月17日(木)	
自己評価票 ※自己評価(2月)、校長評価、校長所見までを記述		2月10日(水)	
訪問日調査票	第4号様式 (P. 14)	・第3希望まで記入し、4月20日(月)実践研修 Iに持参、もしくは4月24日(金)までに、県 教育センター栄養教諭研修担当指導主事へグル ープウェアで提出	

*提出は、グループウェアのメッセージ 県教育センター「中堅教員・専門研修担当」あてにお願いいたします。

3 各種様式
(第1号様式)

記入例

令和 年 月 日

新規採用栄養教諭研修年間指導計画書

教育委員会名 (県立学校記入不要)	〇〇教育委員会	学校名	〇〇立〇〇〇学校		
校長名	〇〇 〇〇	受講者番号	〇〇〇〇	受講者氏名	〇〇 〇〇

月	日数	研 修 内 容	指 導 者
4	1	【学校教育と栄養教諭】【基本計画への参画】 ・本校の教育目標と健康課題、食に関する指導の全体計画の作成の必要性	校長 〇〇 〇〇
5	1	【給食管理（栄養管理）】 ・学校給食実施基準や食品構成に配慮した献立の作成 ・児童生徒の実態に合わせた食事摂取基準の作成	〇〇立〇〇小学校 栄養教諭 〇〇 〇〇
6	1	【衛生管理】 ・衛生管理責任者の役割と調理員に対する衛生指導 ・作業工程表と作業動線図の作成方法と活用	〇〇立〇〇小学校 栄養教諭 〇〇 〇〇
7	1	【食に関する指導】 ・学校給食におけるリスクマネジメント（食物アレルギー対応） ・学校教育活動における衛生指導（食中毒防止）	養護教諭 〇〇 〇〇
8			
9	1	【給食管理（物資管理）】 ・学校給食用物資の選定や購入、食品の取り扱い ・地場産物を活用した献立作成と関連機関との連携方法	〇〇立〇〇小学校 栄養教諭 〇〇 〇〇
10	1	【給食管理（栄養管理）】 ・学校給食実施基準に基づく栄養管理 ・食事摂取状況等による栄養摂取状況の把握	〇〇立〇〇小学校 栄養教諭 〇〇 〇〇
11	2	【食に関する指導】 ・学習指導案の書き方、教材研究の方法 ・授業の実際	校長 〇〇 〇〇 教諭 〇〇 〇〇
12	1	【食に関する指導】 ・食生活調査、嗜好調査等の分析・活用方法 ・個別的な相談指導の進め方（肥満傾向にある児童への指導のあり方）	養護教諭 〇〇 〇〇
1	1	【情報の収集・管理・活用】 ・デジタル学習基盤を効率的に活用した情報収集、家庭・地域への効果的な情報発信	情報教育担当 教諭 〇〇 〇〇
2	1	【学校教育と栄養教諭】 ・1年間の実践と評価、次年度に向けた指標の設定	校長 〇〇 〇〇
3			
日数計	11	日数が11日以上となっていることを確認する。	

※年間計画には、P.16の【 】の項目が全て含まれていること。

(第2号様式)

令和 年 月 日

新規採用栄養教諭研修年間指導報告書

教育委員会名 (県立学校記入不要)	〇〇教育委員会	学 校 名	〇〇立〇〇〇学校		
校 長 名	〇〇 〇〇	受講者番号	〇〇〇〇	受講者 氏名	〇〇 〇〇

月 日		研 修 内 容	指 導 者
日数計			

※提出期限以降に行う研修内容については、予定を記入して提出してください。

令和8年度 新規採用栄養教諭研修 自己評価票

Header form containing school name, instructor name, and evaluation period (August and February).

「高知県教員養成指針」に基づき、具体的な「自己の達成規程」を作成し、実施しましょう。実施後は、4段階で評価して自己の教育実践を振り返りましょう。

※作成した自己の達成規程が(4:十分できています)になった場合は、状況に応じてさらに高次の達成規程を作成し取り組みましょう。

Main evaluation table with columns for '能力' (Ability), '項目' (Item), '指標(新規採用期)' (Indicator), and '自己評価' (Self-evaluation). It covers areas like '学級' (Classroom), 'H R 経営力' (HR Management), and '専門領域に関する力' (Specialized Skills).

※1 令和8年1月に改訂された生徒指導要領の新たな観点として示されたため、生徒指導の観点では、特定の生徒指導ではなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒が主体的に自らを発達させる過程を...

※2 特別支援教育の観点に加え、課題の解決行動が求められる一部の児童生徒を対象とした個別予防的生徒指導や個別対応的生徒指導を含む。

Large table with columns for '領域' (Area), '能力' (Ability), '項目' (Item), '指標(新規採用期)' (Indicator), and '自己評価' (Self-evaluation). It details various competencies like 'チームマネジメント力' (Team Management) and 'セルフマネジメント力' (Self-Management).

【校長所見】

Blank space for the principal's observations and comments.

(第4号様式)

令和 年 月 日

令和8年度 新規採用栄養教諭研修「実践研修Ⅲ（学校訪問研修）」訪問日調査票

学 校 名	立 学校		
校 長 名			
校内指導教員名			
受講者番号		受講者氏名	

○訪問日は5月7日（木）から7月10日（金）までとする。

※但し、6月8日（月）から6月19日（金）を除く。

希 望 順	訪問希望日 ※必ず第3希望まで記入し、同日としないようにする。
第1希望	月 日 ()
第2希望	月 日 ()
第3希望	月 日 ()

○当日の指導内容の希望やご質問等がありましたらご記入ください。

※訪問日は管理職と相談・確認のうえ、行事等と重ならないように留意し、管理職及び指導教員の同席が可能な日程とする。

※訪問日調査票は、第3希望まで記入し、4月20日（月）実践研修Ⅰに持参、もしくは4月24日（金）までに、県教育センター栄養教諭研修担当指導主事へグループウェアで提出する。

※「訪問日調査票」をもとに調整後、訪問日を決定し、県教育センターより文書収受で通知する。

4 年間研修計画

(1) 研修内容及び研修日数

教育センター研修（9日）

分類等	研修項目	研修内容	日数		
教育センター研修（9日）	基礎研修	I 【オンデマンド研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の進め方 ・学校組織の理解 ・学校における食物アレルギー疾患への対応に関する取組について ・高知県教育長講話 ・教育公務員としての心構え～教職員の服務～ 	1日	3日
		II 【オンデマンド研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全 ・不登校 	1日	
		II 【ライブ配信研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス ・教職員間の連携について 	1日	
		III 【オンデマンド研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育 ・人権教育 	1日	
	実践研修	III 【集合研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・体験発表 ・研修の振り返り 	1日	6日
		I 【集合研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の進め方と計画 ・栄養教諭の職務 ・学校給食におけるアレルギー疾患対応 ・食に関する指導の全体計画 	1日	
		II 【集合研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・給食管理 学校給食摂取基準作成 年間計画に対応した献立づくり ・衛生管理 調理指示書・作業工程表・作業動線図の作成 ・演習（給食管理・衛生管理） 	1日	
		III 【学校訪問研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問研修 	1日	
		IV 【集合研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導について (学習指導案の書き方・模擬授業及び研究協議) ・食に関する指導の実際 ・学校における食育の推進 	1日	
		V 【集合研修】	<ul style="list-style-type: none"> 食育推進校訪問研修 ・給食管理 ・食に関する取組 ・食に関する指導（給食指導参観及び研究協議） 	1日	
VI 【集合研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・土佐の郷土食 ・実践発表 	1日			

* オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること。

(備考) ・実践研修Ⅲは「学校訪問研修」とし、指導主事のもとで研修を行う。訪問日調査票により日程調整をする。

配置校研修（11日）

分類等		研修内容	日数
配置校研修（11日）	基礎研修	【学校教育と栄養教諭】 ・教育課程の編成・実施・評価 ・教育課程と健康教育、配置校の教育課題への対応 ・校務分掌について ・食に関する指導の連携・調整（全体計画の作成） ・給食委員会の企画・運営 等	2日
	実践研修（実践を通しての研修）	【栄養管理】 ・学校給食実施基準や食品構成に配慮した献立の作成 ・児童生徒の実態に合わせた食事摂取基準の作成 ・学校給食実施基準に基づく栄養管理 ・食事摂取状況等による栄養摂取状況の把握 等	9日
		【衛生管理】 ・学校給食衛生管理基準の理解 ・衛生管理責任者の役割 ・調理員に対する衛生指導 ・学校及び調理場における衛生管理体制 ・衛生管理に関する諸帳簿の作成と活用 （作業工程表・作業動線図、各種帳票の作成） 等	
		【物資管理】 ・物資管理体制のあり方 ・関連機関との連携方法 ・学校給食用物資の選定や購入、食品の取り扱い ・地場産物を活用した献立の作成 等	
		【食に関する指導】 ・食に関する指導と評価 ・学習指導案の作成のあり方とその活用 ・授業の実際 ・学校給食の生きた教材としての活用 ・個別的な相談指導の進め方（偏食、肥満・やせ傾向、食物アレルギー等） ・学校給食におけるリスクマネジメント ・学校教育活動における衛生指導 ・学校保健委員会への参画 等	
【情報の収集・管理・活用】 ・ICTの活用 ・食生活調査、嗜好調査等の分析、活用 ・食の安全確保に関する効果的な情報収集・提供方法 ・家庭・地域への効果的な情報発信 等			

(備考) ・実践研修は【 】の項目を全て網羅すること。
 ・配置校研修は11日以上とする。

(2) 研修期日及び研修会場

実施日	研修項目	研修内容	研修会場	参照頁
4月1日(水) ～ 4月30日(木)	基礎研修Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の進め方 ・学校組織の理解 ・学校における食物アレルギー疾患への対応に関する取組について ・高知県教育長講話 ・教育公務員としての心構え～教職員の服務～ 	オンデマンド研修	P. 18
4月20日(月)	実践研修Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の進め方と計画 ・栄養教諭の職務 ・学校給食におけるアレルギー疾患対応 ・食に関する指導の全体計画 	高知県教育センター	P. 19
6月5日(金)	実践研修Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・給食管理 学校給食摂取基準作成 年間計画に対応した献立づくり ・衛生管理 調理指示書・作業工程表・作業動線図の作成 ・演習（給食管理・衛生管理） 	高知県教育センター	P. 19
5月～7月	実践研修Ⅲ	学校訪問研修	在籍校	P. 19
10月14日(水)	実践研修Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導 (学習指導案の書き方・模擬授業及び研究協議) ・食に関する指導の実際 ・学校における食育の推進 	高知県教育センター	P. 20
10月23日(金)	基礎研修Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全 ・不登校 	オンデマンド研修	P. 18
		<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス ・教職員間の連携について 	ライブ配信研修 在籍校	
9月～11月頃	実践研修Ⅴ	食育推進校訪問研修 <ul style="list-style-type: none"> ・給食管理 ・食に関する取組 ・食に関する指導（給食指導参観及び研究協議） 	未定 別途通知	P. 20
1月22日(金)	実践研修Ⅵ	<ul style="list-style-type: none"> ・土佐の郷土食 ・実践発表 	高知県教育センター	P. 20
2月5日(金)	基礎研修Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育 ・人権教育 	オンデマンド研修	P. 19
		<ul style="list-style-type: none"> ・体験発表 ・研修の振り返り 	高知県教育センター	

5 項目別研修計画

(1) ねらい

【基礎研修】

教育公務員としての自覚をもち、自己の成長を目指すとともに、教育を取り巻く社会状況について理解し、社会人としての幅広い知見を習得する。

【実践研修】

栄養教諭としての使命感をもち、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うための基礎的・基本的な知識と専門的な知識を習得し、実践的指導力を身に付ける。

(2) 日程及び内容

※基礎研修は高知市の小・中・義務教育学校の研修受講者は対象外です。

【基礎研修】

I 令和8年4月1日(水)～4月30日(木)【オンデマンド研修】

会場 在籍校

【オンデマンド研修】 ①研修の進め方 ②学校組織の理解 ③学校における食物アレルギー疾患への対応に関する取組について	④高知県教育長講話 ⑤教育公務員としての心構え ～教職員の服務～
--	--

※「研修の記録」は、令和8年度 栄養教諭研修のクラスルームのストリームからフォームで回答する。
 回答の締切期日：5月7日(木)

(注)オンデマンド研修について

- ・オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること
- ・視聴期間 ①～③4月1日(水)～4月30日(木)
 ④、⑤4月20日(月)～4月30日(木)
- ・高知県教育センターホームページ「令和8年度年間研修カレンダー」4月16日(木)の備考欄【オンデマンド研修】から入り、視聴すること
- ・オンデマンド研修③「学校における食物アレルギー疾患への対応に関する取組について」は、1学期の給食開始日前までに視聴することが望ましい。

II 令和8年10月23日(金)【オンデマンド研修・ライブ配信研修】

会場 在籍校

12:30 13:00

16:00

【オンデマンド研修】 ①学校安全 ②不登校	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">接 続</td> <td>講義・演習 ワーク・ライフ・バランス 教職員間の連携について</td> </tr> </table>	接 続	講義・演習 ワーク・ライフ・バランス 教職員間の連携について
接 続	講義・演習 ワーク・ライフ・バランス 教職員間の連携について		

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅱ」、新規採用実習助手研修「基礎研修Ⅱ」、新規採用寄宿舎指導員研修「基礎研修Ⅱ」と合同で開催

※12:50までに接続を完了すること。

(注)オンデマンド研修について

- ・オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること
- ・視聴期間 10月9日(金)～10月23日(金)
- ・独立行政法人教職員支援機構(NITS)の【校内研修シリーズ】より、
 - ①学校安全：No. 62, 114, 116, 118, 143, 166, 167 より1つ以上視聴すること
 - ②不登校：No. 96, 121, 141, 162 より1つ以上視聴すること
- ・独立行政法人教職員支援機構(NITS)のURL及び二次元コード

<https://www.nits.go.jp/materials/>



Ⅲ 令和9年2月5日（金）

会場 高知県教育センター

12:30 13:00

16:00

<p>【オンデマンド研修】</p> <p>①特別支援教育</p> <p>②人権教育</p>
--

受付	体験発表	研修の振り返り	閉講式
----	------	---------	-----

※新規採用養護教諭研修「基礎研修Ⅲ」、新規採用実習助手研修「基礎研修Ⅲ」、新規採用寄宿舍指導員研修「基礎研修Ⅲ」と合同開催

(注) オンデマンド研修について

- ・オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること
- ・視聴期間 1月22日（金）～2月5日（金）
- ・独立行政法人教職員支援機構（NITS）の【校内研修シリーズ】より、
 特別支援 : No. 17, 77, 115, 119, 122, 123, 171, 172, 173 より1つ以上視聴すること
 人権教育 : No. 87, 100, 113, 117 より1つ以上視聴すること

【実践研修】

I 令和8年4月20日（月）

会場 高知県教育センター

9:00 9:30

12:00

13:00

16:00

受付	開講式	研修の進め方と計画	講義・演習 栄養教諭の職務	昼食	講義・演習 学校給食におけるアレルギー疾患対応	講義・演習 食に関する指導の全体計画
----	-----	-----------	------------------	----	----------------------------	-----------------------

II 令和8年6月5日（金）

会場 高知県教育センター

9:00 9:30

12:00

13:00

16:00

受付	講義・演習 給食管理 －学校給食摂取基準作成－ －年間計画に対応した献立づくり－	昼食	講義・演習 衛生管理 －調理指示書・作業工程表・作業動線図の作成－	演習 給食管理・衛生管理
----	---	----	---	-----------------

Ⅲ 令和8年5月～7月

会場 在籍校

10:00

12:00

13:00

14:00

<p>学校訪問研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の職務内容等について ・給食管理（栄養管理・衛生管理） ・衛生管理責任者の役割と衛生管理指導 ・献立内容の確認（給食試食） 	昼食	<p>学校訪問研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿等の作成及び確認 ・食に関する指導の進め方（給食時間における指導等） ・質問等に対するアドバイス等
---	----	--

※実施詳細は、P22「7 学校訪問研修について」を参照すること。

IV 令和8年10月14日(水)**会場 高知県教育センター**

9:00 9:30

12:30

13:30

16:00

受 付	講義・演習 食に関する指導 (学習指導案の書き方・ 模擬授業及び研究協議)	昼 食	講義・演習 食に関する指導の実際	講義・演習 学校における食育の推進
--------	--	--------	---------------------	----------------------

V 令和8年9月～11月頃**会場 未定**

9:00 9:30

12:00

13:00

14:00

受 付	食育推進校訪問研修 給食管理 食に関する取組	昼 食	食に関する指導 (給食指導参観 及び研究協議)
--------	------------------------------	--------	-------------------------------

※実施詳細は別途通知する。

VI 令和9年1月22日(金)**会場 高知県教育センター**

9:00 9:30

12:00

13:00

16:00

受 付	講義・演習 土佐の郷土食	昼 食	実践発表
--------	-----------------	--------	------

※中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭)「実践研修IV」と合同開催

6 研修における持参（準備）物・提出物等

※研修で使用する提出物は、上部右上に受講者番号、学校名、受講者氏名を記入すること。
データで提出する場合は、ファイル名は「受講番号 氏名(学校名)【文書の種類】」にすること。

例：1234 高知（〇〇小）【自己評価票】
1234 高知（〇〇小）【学習指導案】

※提出物については、校長等の管理職に確認をしてもらうこと。特に、児童生徒の個人情報に関わる事項が含まれるものの持参に際しては、個人が特定されないように配慮すること。

※学習指導案等の提出方法、持参部数については、担当指導主事より別途連絡するので、連絡内容を確認して準備すること。

※研修にかかる持参物（冊子）は、ダウンロードできるものは、データでの持参も可。

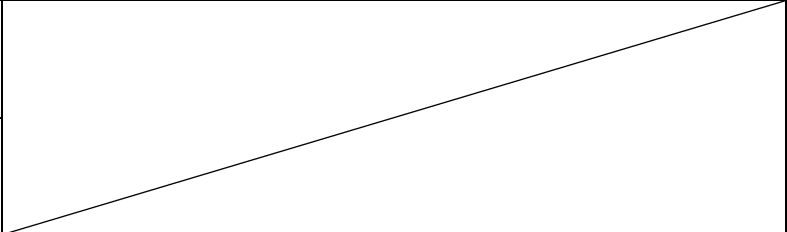
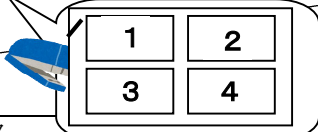
※持参物の資料が改訂された場合は改訂版を持参すること。

※様式については、県教育センターホームページまたはグループウェアの「キャビネット」からダウンロードすること。

※その他、必要な準備物が生じた場合やライブ配信研修の配付物等についてはクラスルームにて知らせるため、研修前には、クラスルームを確認すること。

※本研修で提出した学習指導案については、教科研究センターにて広く活用することを目的として閲覧・複写可能な資料とする。なお、その場合は、県教育センターにて学校、栄養教諭名及び個人が特定されるような情報等については、削除する。

研修講座・期日	研修内容	○提出物 ●持参（準備）物 等
実践研修Ⅰ 4月20日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 研修の進め方 栄養教諭の職務 学校給食におけるアレルギー疾患対応 食に関する指導の全体計画 	<ul style="list-style-type: none"> ○各校で作成している食に関する指導の全体計画①②（○部） ○訪問日調査票（当日持参もしくは、4月24日（金）までに、県教育センター栄養教諭研修担当指導主事へグループウェアで提出） ●学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省） ●「食に関する指導の手引き 一第二次改訂版一」
実践研修Ⅱ 6月5日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 給食管理 <ul style="list-style-type: none"> 一学校給食摂取基準作成一 一年間計画に対応した献立づくり一 衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> 一調理指示書・作業工程表・作業動線図の作成一 演習（給食管理・衛生管理） 	<ul style="list-style-type: none"> ●各校で作成している食に関する指導の全体計画②（○部） ●各校で作成している年間献立作成計画（作成している学校）、家庭配付用献立表及び実施献立1日分の調理指示書・作業工程表・作業動線図（○部） ※調理指示書は、料理名、使用食品名、1人当たり純使用量が記載されているものとする。 ●「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」（平成23年3月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課） 「学校給食調理従事者研修マニュアル」（平成24年3月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課） 「学校給食衛生管理基準」（平成21年文部科学省告示第64号） 「学校給食衛生管理基準の解説」（平成23年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター） ●電卓
実践研修Ⅲ 5月～7月	学校訪問研修	<ul style="list-style-type: none"> ※ 在籍校で実施。 詳細はP22「7 学校訪問研修について」に記載。
実践研修Ⅳ 10月14日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導（学習指導案の書き方・模擬授業及び研究協議） 食に関する指導の実際 学校における食育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習指導案（実践研修Ⅳ以降に実施するもの）及び授業で使用するワークシート、プレゼンテーションデータ等（○部） ※9月30日（水）までに担当指導主事より指定された方法で提出するとともに、研修当日に指定された部数持参する。 ●模擬授業で使用する掲示物、教材、教具等 ※授業全体を通じた模擬授業（20分）が行えるように準備すること。 ●該当校種、実施教科の「学習指導要領解説」（文部科学省） ●該当校種、実施教科の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 ●該当校種、特別活動（国立教育政策研究所教育課程研究センター） ●使用教科書等 ●高知県授業づくりBasicガイドブック ●「食に関する指導の手引き 一第二次改訂版一」

<p>基礎研修Ⅱ 10月23日(金)</p>	<p>【オンデマンド研修】 ・学校安全 ・不登校</p> <p>【ライブ配信研修】 ・ワーク・ライフ・バランス ・教職員間の連携について</p>	
<p>実践研修Ⅴ 9月～11月頃</p>	<p>食育推進校訪問研修 ・給食管理 ・食に関する取組 ・食に関する指導（給食指導参観及び研究協議）</p>	
<p>実践研修Ⅵ 1月22日(金)</p>	<p>・土佐の郷土食 ・実践発表</p>	<p>○各自の実践について、プレゼンテーションソフトを使用した発表用データ（発表は1人20分程度） ※1月15日(金)までにクラスルームへ課題として提出するとともに、研修当日に担当指導主事指定された部数印刷し持参する。 ※配布用スライド資料については、A4横置き、1ページあたり4スライド配置したものを両面印刷、左上どめとする。（○部）</p>
<p>基礎研修Ⅲ 2月5日(金)</p>	<p>【オンデマンド研修】 ・特別支援教育 ・人権教育</p> <p>・体験発表 ・研修の振り返り</p>	<p>○各自の実践についての発表用データ ※発表の形式など詳細については、担当指導主事より連絡するので、内容を確認して準備すること。 ●名札（回収します）</p> 
<p>※年間を通して持参するもの</p>	<p>●令和8年度 栄養教諭研修の概要（高知県教育センター） ●令和8年度 若年教員研修のしおり 子どもと生きる（高知県教育センター） ●名札 ●高知県教育委員会から配付された Google アカウント（○○@g.kochinet.ed.jp）及びパスワード ●タブレット（所属長の許可を得たインターネットに接続可能な機器） ※所属の自治体（県立の場合は県）が持ち出しを認めている学校の情報端末機器（タブレット）で、管理職の持ち出し許可を得た情報端末機器を持参すること。持参できない場合はセンターの機器を貸し出すので、研修当日、会場で申し出ること。 ※県立学校においては、令和6年6月5日付け6高教政第194号【分類番号11-04-9999】「教職員用パソコン（校務系・学習系）の学校外での利用について（通知）」の運用ルールを管理職と確認のうえ持参すること。</p>	

7 学校訪問研修について

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 訪問計画 | 給食管理（栄養管理・衛生管理）と食に関する指導の進め方について |
| 2 | 研修内容 | <p>午前 【説明】 学校長・栄養教諭（場所：学校等）
・栄養教諭の職務内容等について</p> <p>【研修】 栄養教諭（場所：調理室等）
・衛生管理指導、給食時間の指導
・献立内容の確認（給食試食）</p> <p>午後 【研修】 栄養教諭（場所：学校等）
・給食管理（栄養管理・衛生管理）、帳簿等の作成及び確認、食に関する指導の進め方
・質問等に対するアドバイス等</p> <p>【報告】 学校長・栄養教諭（場所：学校等）
・研修内容の報告</p> <p style="text-align: right;">…等</p> |
| 3 | 訪問時間 | 10:00～14:00 頃 |
| 4 | 必要資料 | 食に関する指導の全体計画①②、年間献立作成計画、訪問月の献立予定表、配膳図、当日の調理指示書・作業工程表・作業動線図等 |
| 5 | 実施期間 | 5/7（木）から7/10（金）までのうち1日
但し、6/8（月）から6/19（金）までを除く |
| 6 | 担当者 | 高知県教育委員会事務局保健体育課 |

Ⅱ 2年経験者研修（栄養教諭）

1 実施要項

1 目的

県内の公立学校（高知市立学校を除く。）のうち、小学校及び中学校、義務教育学校（以下「小学校等」という。）並びに県立の中学校及び特別支援学校（以下「県立学校」という。）の1年間の教職経験をもつ栄養教諭に対して、1年間の研修を実施し、児童生徒理解に基づいた食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うための実践的指導力を向上させるとともに、セルフマネジメント力の定着を図る。

2 研修対象者等

2年経験者研修（栄養教諭）の対象となる者（以下「研修対象者」という。）は、次の者であって、この研修を受講する者（以下「受講者」という。）は、研修効果及び校務への影響等を考慮し、県教育委員会が年度当初に決定する。

- (1) 令和7年度採用公立小・中・特別支援学校の栄養教諭
- (2) 平成21年度以降採用で2年経験者研修（栄養教諭）を修了していない者

3 研修内容及び研修日数

2年経験者研修（栄養教諭）は、高知県教育センターにおいて主に実施する研修（以下「教育センター研修」という。）及び在籍校における授業研修で構成し、年間研修計画（P.25）のとおりとする。

4 年間研修計画

(1) 作成と実施

高知県教育センター所長（以下「県教育センター所長」という。）は、この要項に基づき研修計画を作成し、効果的に研修を実施する。

(2) 作成上の留意点

新規採用栄養教諭研修等との有機的関連を図る。

(3) 実施上の留意点

ア 受講者が研修の目的を十分に理解し、研修参加の意欲を高めるよう配慮する。

イ 新規採用栄養教諭研修で明らかにされたそれぞれの課題を把握し、実践的指導力の向上につながるよう実施する。

5 校内指導体制等

(1) 校長は、教育センター研修及び授業研修等が円滑かつ効果的に実施できるよう校内指導体制を整備する。

(2) 校長は、次のア、イに留意のうえ、指導・助言に当たる者と連携して2年経験者研修（栄養教諭）が効果的に実施できるよう努める。

ア 受講者に研修の目的を十分に理解させ、研修意欲を高めるよう配慮する。

イ 受講者の悩みや現状を把握して適切な助言・支援を行う等、研修意欲が継続するよう配慮する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、県教育センター所長が別に定める。

2 年間研修計画

研修内容及び研修日数

分類等	研修項目 実施日	研修内容	研修会場	参照頁
教育センター研修(5日)	実践研修Ⅰ 5月11日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の進め方と計画 ・新規採用栄養教諭研修「実践研修」の振り返りと研修計画 ・学校給食におけるリスクマネジメント ・調理指示書・作業工程表・作業動線図の作成 	【ライブ配信研修】 在籍校	P. 26
	実践研修Ⅱ 7月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における食に関する指導について ～学習指導案の書き方～ ・健康教育(食育)の充実について ・学習指導案の検討及び研究協議 	高知県 教育センター	
	実践研修Ⅲ 9月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識 ・模擬授業及び研究協議 	高知県 教育センター	
	実践研修Ⅳ 11月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の服務について ・アレルギー対応における校内組織体制 ・学校におけるアレルギー疾患対応について 	高知県 教育センター	
	実践研修Ⅴ 2月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康課題に応じた個別指導 ・2年経験者研修を踏まえた実践発表 ・1年間の振り返り 	高知県 教育センター	
在籍校研修(1日)	「授業研修」 (公開授業訪問) 9/17～12/17	訪問日調査票をもとに、受講者ごとに日程を設定し、指導主事等と管理職等の指導のもと在籍校において研究授業及び研究協議を行う。	在籍校	P. 29



3 項目別研修計画

(1) ねらい

新規採用栄養教諭研修を振り返り、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うための実践的指導力を高める。

(2) 日程及び内容

【実践研修】

I 令和8年5月11日(月) 【ライブ配信研修】					会場	在籍校
9:00	9:30		12:00	13:00		16:00
接 続	開 講 式	研修の進め方と計画 新規採用栄養教諭研修「実践 研修」の振り返りと研修計画	昼 食	講義・演習 学校給食における リスクマネジメント	講義・演習 調理指示書・作業工程表・ 作業動線図の作成	

※ 9:20 までに接続を完了すること

II 令和8年7月9日(木)					会場	高知県教育センター
9:00	9:30		12:00	13:00		16:00
受 付	講義・演習 各教科等における 食に関する指導について ～学習指導案の書き方～	講義・演習 健康教育(食育) の充実について	昼 食	学習指導案の検討及び研究協議		

※中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭)「実践研修II」と合同開催

III 令和8年9月3日(木)					会場	高知県教育センター
9:00	9:30		12:30	13:30		16:00
受 付	講義・演習 病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識		昼 食	模擬授業及び研究協議		

※中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭)「実践研修III」と合同開催

IV 令和8年11月12日(木)					会場	高知県教育センター
9:00	9:30		12:00	13:00		16:00
受 付	講義・演習 教職員の服務 について	講義・演習 アレルギー対応に おける校内組織体制	昼 食	講義・演習 学校におけるアレルギー疾患対応について		

※2年経験者研修(養護教諭)「実践研修IV」及び中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭)「実践研修IV」・
(養護教諭)「実践研修IV」と合同開催

V 令和9年2月3日(水)					会場	高知県教育センター
9:00	9:30		12:00	13:00		16:00
受 付	講義・演習 健康課題に応じた個別指導		昼 食	研修協議 2年経験者研修を 踏まえた実践発表	1年間の 振り返り	閉 講 式

※2年経験者研修(養護教諭)「実践研修V」と合同開催

4 研修における持参（準備）物・提出物等

※研修で使用する提出物は、上部右上に受講者番号、学校名、受講者氏名を記入すること。

データで提出する場合は、ファイル名は「受講番号 氏名(学校名)【文書の種類】」にすること。

例：1234 高知（〇〇小）【自己評価票】

1234 高知（〇〇小）【学習指導案】

※提出物については、校長等の管理職に確認をしてもらうこと。特に、児童生徒の個人情報に関わる事項が含まれるものの持参に際しては、個人が特定されないように配慮すること。

※学習指導案等の提出方法、持参部数については、担当指導主事より別途連絡するので、連絡内容を確認して準備すること。

※研修にかかる持参物（冊子）は、ダウンロードできるものは、データでの持参も可。

※持参物の資料が改訂された場合は改訂版を持参すること。

※様式については、県教育センターホームページまたはグループウェアの「キャビネット」からダウンロードすること。

※その他、必要な準備物が生じた場合やライブ配信研修の配付物等についてはクラスルームにて知らせるため、研修前には、クラスルームを確認すること。

※本研修で提出した学習指導案については、教科研究センターにて広く活用することを目的として閲覧・複写可能な資料とする。なお、その場合は、県教育センターにて学校、栄養教諭名及び個人が特定されるような情報等については、削除する。

研修講座・期日	研修内容	○提出物 ●持参（準備）物 等
実践研修Ⅰ 5月11日（月） 【ライブ配信研修】	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の進め方と計画 ・新規採用栄養教諭研修「実践研修」の振り返りと研修計画 ・学校給食におけるリスクマネジメント ・調理指示書・作業工程表・作業動線図の作成 	<p>○各校で作成している4月の実施献立1日分の調理指示書・作業工程表・作業動線図</p> <p>※5月7日（木）までにクラスルームへ課題として提出する。</p> <p>※アレルギー対応者氏名、調理担当者氏名等、個人が特定される内容については削除して提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー」 ●「学校給食調理従事者研修マニュアル」（平成24年3月文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課） ●学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省）
実践研修Ⅱ 7月9日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・各教科等における食に関する指導について ～学習指導案の書き方～ ・健康教育(食育)の充実について ・学習指導案の検討及び研究協議 	<p>○学習指導案、授業で使用するワークシート、プレゼンテーションデータ等（○部）</p> <p>※9/17～12/17の期間に実施するもの</p> <p>○実践シート（○部）(P.30) Iを記述したもの</p> <p>○自己評価票（1部）(P.31、57～60参照)「自己の達成標準」、5月の自己評価を校長と相談しながら記述したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー」 ●該当校種、選択教科（領域）の「学習指導要領解説」（文部科学省） ●該当校種、選択教科（領域）の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所教育課程研究センター） ●使用教科書等 ●高知県授業づくり Basic ガイドブック
実践研修Ⅲ 9月3日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識 ・模擬授業及び研究協議 	<p>○実践研修Ⅱを受講後、加筆・修正した学習指導案、授業で使用するワークシート、プレゼンテーションデータ等（○部）</p> <p>※模擬授業は1人15分程度</p> <p>○自己評価票（1部）8月の自己評価票を記述したもの</p> <p>※校長と相談しながら記述すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ●「食に関する指導の手引」―第二次改訂版― ●模擬授業で使用する掲示物、教材、教具等 ●該当校種、選択教科（領域）の「学習指導要領解説」（文部科学省） ●該当校種、選択教科（領域）の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（国立教育政策研究所教育課程研究センター） ●使用教科書等 ●高知県授業づくりBasicガイドブック
実践研修Ⅳ 11月12日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の服務について ・アレルギー対応における校内組織体制 ・学校におけるアレルギー疾患対応について 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂 公益財団法人 日本学校保健会） ●学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月 文部科学省） ●アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル（平成30年1月 高知県教育委員会）
「授業研修」（公開授業訪問） 実施期間 9 / 17 ~ 12 / 17 在籍校研修（1日）	<p>以下のものを担当指導主事に指定された方法で提出する。</p> <p><「授業研修」実施1週間前までに></p> <p>○学習指導案、ワークシート等</p> <p><「授業研修」実施後2週間以内></p> <p>○実践シート（Ⅱまで記述したもの）</p>	
実践研修Ⅴ 2月3日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・健康課題に応じた個別指導 ・2年経験者研修を踏まえた実践発表 ・1年間の振り返り 	各自の実践について、実践シートを基に発表し、グループ協議を行う。 ○実践シートⅣまで記述したもの（○部）
○実践シート ○自己評価票	（小学校・中学校）※県教育センター所長あて提出*	
	校長→市町村（学校組合）教育委員会	市町村（学校組合）教育委員会→県教育センター所長
	2月10日（水）	2月17日（水）
	（県立学校） ※県教育センター所長あて提出*	
校長→県教育センター所長		
2月17日（水）		
※年間を通して持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ●令和8年度 栄養教諭研修の概要（高知県教育センター） ●若年教員研修のしおり 子どもと生きる（高知県教育センター） ●名札 ●高知県教育委員会から配付された Google アカウント（○○@g.kochinet.ed.jp）及びパスワード ●タブレット（所属長の許可を得たインターネットに接続可能な機器） ※所属の自治体（県立の場合は県）が持ち出しを認めている学校の情報端末機器（タブレット）で、管理職の持ち出し許可を得た情報端末機器を持参すること。持参できない場合はセンターの機器を貸し出すので、研修当日、会場で申し出ること。 ※県立学校においては、令和6年6月5日付け6高統政第194号【分類番号11-04-9999】「教職員用パソコン（校務系・学習系）の学校外での利用について（通知）」の運用ルールを管理職と確認のうえ持参すること。 	

*提出は、グループウェアのメッセージ 県教育センター「中堅教員・専門研修担当」あてにお願いします。

5 留意事項

(1) 「授業研修」(公開授業訪問)について

ア 「授業研修」の実施方法について

- ・実施日は、9月17日(木)から12月17日(木)の間とする。
- ・「授業研修」は研究授業(1単位時間)とし、その内容は以下のとおりとする。
授業研修(研究授業)とは、在籍校での通常日程の中で行われ、管理職及び学年主任等の参観によって行われる授業研修を指し、授業前後に、管理職及び参観した教職員から授業者に対して、指導・助言がなされる取組である。

イ 「授業研修」における提出物について

(7) 実施1週間前まで

受講者は、学習指導案をクラスルームへ課題として提出し、事前指導を受ける。ただし、個人情報が含まれる学習指導案については、パスワードを設定するなど配慮する。

(4) 実施後2週間以内

実践シート(P.30) (Ⅱ)までを記述したものをクラスルームへ課題として提出する。

※本研修で提出した学習指導案等については、教科研究センターにて広く活用することを目的とし閲覧・複写可能な資料とする。なお、その場合は、県教育センターにて学校、栄養教諭名及び個人が特定されるような情報等については削除する。

ウ 訪問日決定について

(7) 訪問日は管理職と相談・確認のうえ、行事等と重ならないように留意し、管理職等の同席が可能な日程とし、「公開授業訪問日調査票」(P.34)に必要な事項を記入し、5月8日(金)までに県教育センター栄養教諭研修担当指導主事へグループウェアで提出する。後日、決定した日程を県教育センターより通知する。

(4) 授業及び研究協議の時間は、それぞれ1単位時間とし、できるだけ連続した時間になるように計画する。

(2) 授業チェックシートの活用について

在籍校での授業実践の際には、管理職等の参観者に授業チェックシート(P.33)を記述をしてもらうなど、自己の授業の振り返りができるよう工夫する。

(3) 実践シートの記述について

ア 県教育センターのホームページから「実践シート」(P.30)をダウンロードする。

※A3判用紙を使用し、フォントサイズは10~11ポイントとすること。

イ 新規採用栄養教諭研修を踏まえた振り返り、児童生徒の実態把握から目指す児童生徒の姿、それらをもとに自己の課題解決に向かう自己目標についてⅠへ記入する。

ウ 授業研修実施後、分析を行いⅡに記述する。

エ 実践研修受講後、分析を行いⅢ及びⅣに記述する。

オ 次年度の自己の実践的指導力定着・向上に向けての方策についてⅣに記述する。

カ 校長は、「実践シート」のⅠ~Ⅳを確認し、校長所見欄に記述する。

※提出方法、提出期日については、P.28、32を参照

(4) 自己評価票について

「自己評価票」(P.31、57~60)は、「高知県教員育成指標」に対する「自己の達成規準」を作成し、自己評価を行うとともに校長との面談等を通して教育実践を振り返り、次のステップに生かすよう活用する。なお、校長評価を2月にしてもらう。

学校名	受講者番号	受講者氏名
-----	-------	-------

I 新規採用栄養教諭研修を踏まえた振り返り〈自己の課題〉

【授業実践】

これまでの授業実践について振り返りを行い、自己の課題(教材研究、授業構成、評価、発問、板書、学習形態、ICT活用等)を具体的に記述する。

【専門分野】

これまでの配置校における給食管理等について振り返りを行い、自己の課題を具体的に記述する。

↓

課題解決に向かう自己目標

上記の自己課題と下記の目指す児童生徒の姿を関わらせて専門分野や授業実践における課題解決に向かう自己目標を具体的に記述する。

↑

児童生徒の実態把握から目指す児童生徒の姿

児童生徒の実態を把握し、学校教育目標や地域の実態、学習指導要領を踏まえて、その児童生徒たちにどのような力を身に付けさせたらよいか具体的に記述する。

学校の目指す児童生徒の姿

学校教育目標を参考に在籍校の目指す児童生徒の姿を記述する。

※I 「実践研修 I」を受講後に記入し、7月9日の実践研修 IIで持参し提出 P. 27 参照

II 「授業研修」における成果と課題の整理
「授業研修」実施日(月 日)

授業研修を行い、昨年度と比べ、授業実践力が向上している点や、課題として残された点を授業チェックシートを踏まえ、整理して記述する。

↓

自己目標達成のための方策

上記の気づきを踏まえ、自己目標実現のための方策について具体的に記述する。

※II 【「授業研修」実践後2週間以内に担当指導主事へ提出】 P. 28 参照

III 「専門分野に関する研修」における成果と課題の整理

実践研修 I~IVを受講後、自己課題について解決したことや、今後の専門分野に取り入れたい内容、新たに気付いた課題や、解決されていない自己課題を具体的に記述する。

↓

自己目標達成のための方策

上記の気づきを踏まえ、自己目標実現のための方策について具体的に記述する。

IV 自己目標の達成状況と次年度の実践的指導力定着・向上に向けての方策

研修後の自己目標の達成状況について、1年間の実践を通して、自己の意識の変容やその達成状況の要因等を記述する。また、実践シートに記入したI~IIIの内容を踏まえ、2年経験者研修(栄養教諭)で得た成果や課題を整理し直し、実践的指導力を定着させ、高めるための次年度の手立てを考え、その考えと手立てを具体的に記述する。

校長所見

次年度に向けて、受講者が実践的指導力をさらに向上できるように、2年経験者研修(栄養教諭)における受講者の取組や日々の教育活動の中で気付いた点を記述する。

校長名

(第2号様式)

令和8年度 2年経験者研修(栄養教諭) 自己評価票

教育委員会 (県立学校は不要)	学校名	受講者番号	受講者氏名
校長名			

「熟知度教育者指標」花って、具体的に「自己の達成規程」を作成し、実施後、4段階で評価して自己の教育実践を振り返りましょう。
※作成した自己の達成規程が(4:十分できています)になった場合は、状況に応じてさらに高次の達成規程を作成し取り組ましましょう。

評価 4:十分できている 3:だいたいできている 2:あまりできていない 1:できていない

領域	能力	項目	指標(若年前期)		自己評価		枚数 評価 2月
			指標に対する「自己の達成規程」		5月	8月	
学級・ H R 経営力	A 集団を 高める力	① 児童生徒との 信頼関係の構築	児童生徒との関わりや重要性を認識し、信頼的かつ共感的にコミュニケーションを図ることができる。				
		② 児童生徒間の 人間関係の構築	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの成長や可能性を尊重できるような集団づくりに取り組むことができる。				
	B 一人一人 の能力を 高める力	③ 児童生徒理解	児童生徒の実態や取り巻く環境を総合的に理解し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。				
		④ 教養的支援 指導※1	全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを尊重させる態度をいかに伝えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。				
		⑤ 特別な配慮を要する 児童生徒への 対応※2	校内組織や保護者、専門家、関係機関等と連携し、個々や集団に応じた学習上・生活上の指導、支援を行うことができる。				
専門 領域に 関する 力	C 食に関する 指導力	⑥ 給食の時間における 食に関する指導、教 材等における食に関 する指導	学習指導要領や児童生徒の実態に基づいた指導の必要性を理解し、食育の視点や位置付けた指導ができる。				
		⑦ 個別的な相談指導	積極的な食育活動や食育活動の推進を図るため、児童生徒の食に関する健康課題に即した相談指導を行うことができる。				
	D 学校給食の管 理に関する力	⑧ 栄養管理	児童生徒の食生活状況の把握、学校給食摂取基準に基づいて作成した献立を評価し、改善することができる。				
		⑨ 衛生管理	学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。				
	E 選考・調整力	⑩ 食に関する指導、 学校給食の管理	指導計画を踏まえ、学校担任等と連携を図り、指導や資料提供を行うことができる。計画の作成、改善に専門的な立場で参画することができる。				
		⑪ 専門性の選択	学習指導要領を理解するとともに、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。				
	G ICT活用 指導力	⑫ ICTの効果的な 活用	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な学習を支援することができる。				

※1 食の取り回しや調理の仕方など、児童生徒の生活環境や食生活に関する課題を特定し、特定の児童生徒への指導、援助を行う個別指導や個別指導員が、
かへて支えるという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を通じて、自己調整力、コミュニケーション力、問題解決力を含む社会的資力・能力を育成する。
※2 特別な配慮教育の観点に加え、課題の解決行動が求められる児童生徒を対象とした学習上の特別な指導や個別指導や個別指導員による指導、援助を行う個別指導や個別指導員による指導。

領域	能力	項目	指標(若年前期)		自己評価		枚数 評価 2月
			指標に対する「自己の達成規程」		5月	8月	
チーム マネジメント 力	H 協働性、 同僚性の 構築力	⑬ 保護者・地域・校種 間・関係機関等との 連携、協働	「チーム学校」として積極的コミュニケーションを図り、連携協働して教育活動に取り組むことができる。				
		⑭ 教職員間の連携、 協働	組織の一員としての自己の役割を理解し、課題解決に向けて、教職員と連携、協働して業務に取り組むことができる。				
	I 組織貢献力	⑮ 学校組織の理解、 運営	組織の一員としての自己の役割を理解し、組織運営に積極的に参加することができる。				
		⑯ 業務執行、 進捗管理	役割分担等の業務の工夫改善に努めながら、ICTを活用して計画的・効率的に実行することができる。				
		⑰ 人材育成	自らの課題を見出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。				
		⑱ 危機管理、 安全管理	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。				
		⑲ 法令遵守	教育公務員として、県や市町村の教育行政方針を理解するとともに、常に法令を遵守し、不祥事の防止を意識して行動することができる。				
	セル フ マ ネ ジ ン グ 力	J 自己管理 能力	⑳ 倫理観・社会性	倫理観や規律の遵守について高い規範意識をもた、職務を遂行することができる。			
㉑ 調士業			進捗の風土や歴史を知り、児童生徒の風土を育成する教育活動を展開することができる。				
K 自己調整力		㉒ ワークライフ・ バランス	個別的な生活習慣のもと、悩みや不安を一人で抱え込まずに適やかに管理職や教職員等に相談するがとして、働き方や心身の健康に留意し、ワークライフ・ バランスを達成した生活を遂げるることができる。				
		㉓ 使命感・責任感	教育公務員としての自覚をもって、教育的視点に立つた公正な判断をし、行動することができる。				
		㉔ 自己調整力	国内外の社会状況の変化に順応し、自らの変革を促し、管理職や教職員の助言を受けながら自己の成長に努めることができる。				

【校長所見】

--

「実践シート」チェックシート

2年経験者研修（栄養教諭）終了時における「実践シート」の提出に当たっては、下記の項目を確認してください。

※提出する「実践シート」について、下記の項目及び「実践シートの記述について」（参考）（P.30）「授業チェックシート」（P.33）の内容と照らして確認し、下記の□にチェックを入れてください。

（受講者記入）

<実践シート>

- I**には、新規採用栄養教諭研修を踏まえた振り返り、児童生徒の実態把握から目指す児童生徒の姿、それらをもとに、自己の課題解決に向かう自己目標を具体的に記述していますか。
- II**には、「授業研修」の実施日、成果と課題及び研究協議で出された課題について記述し、それらの要因について主観的な面や客観的な面から分析して記述していますか。
- III**には、「実践研修」受講後の成果と課題について記述し、それらの要因について主観的な面や客観的な面から分析して記述していますか。
- IV**には、**I**の課題解決に向かう自己目標、**II**、**III**の自己目標達成のための方策を踏まえ、「自己目標の達成状況」を分析して記述していますか。
- IV**には、2年経験者研修（栄養教諭）で得た成果と課題を踏まえ、次年度の実践的指導力定着・向上に向けての方策を具体的に記述していますか。

授業チェックシート

※「授業研修」で参観者に記入していただき、自己の授業の振り返り等に活用する。

学校名		受講者番号		受講者氏名	
記載者	職名	氏名			

※評価基準 4:十分にできている 3:おおむねできている 2:やや不十分である 1:不十分である

番号	評価項目	実施日	/	
		教科等		達成のための方策
1	学習指導要領の目標や内容を基に、児童生徒の実態に合わせた教材研究ができていたか。			
2	本時の学習目標は明確に示されていたか。			
3	時間配分は適切であったか。			
4	児童生徒が思考する場面や活動する場面を設けることができていたか。			
5	教材・教具の工夫やICTの活用ができていたか。			
6	学習規律についての配慮が行われていたか。			
7	話し方、言葉遣いが丁寧で、豊かな表情で授業を行えていたか。			
8	児童生徒は主体的に取り組むことができていたか。			
9	児童生徒は本時の学習課題・めあてを達成することができていたか。			
10	地域、学校、児童生徒等の実態に合った授業づくりがされていたか。			
11	栄養教諭としての専門性が生かされていたか。			
12	学級担任等と連携した授業づくりができていたか。			
自由記述				

令和8年 月 日

令和8年度 2年経験者研修（栄養教諭）公開授業訪問日調査票

学 校 名	立 学校		
校 長 名			
受講者番号		受講者氏名	

希望順	公開授業訪問希望日 ※必ず第3希望まで記入してください。	公開授業校時	研究協議校時
		(時間帯)	(時間帯)
第1希望	月 日 ()	時間目 (: ~ :)	時間目 (: ~ :)
第2希望	月 日 ()	時間目 (: ~ :)	時間目 (: ~ :)
第3希望	月 日 ()	時間目 (: ~ :)	時間目 (: ~ :)

○ご質問等がありましたらご記入ください。

※訪問日は管理職と相談・確認のうえ、行事等と重ならないように留意し、管理職の同席が可能な日程とする。

※必ず第3希望まで記入し、同日とならないようにする。

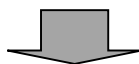
※「公開授業訪問日調査票」は、**5月8日（金）まで**に県教育センター栄養教諭研修担当指導主事へグループウェアで提出する。

※「公開授業訪問日調査票」をもとに調整後、訪問日を決定し、県教育センターより文書収受で通知する。

Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修 (栄養教諭)

中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の概略

事前の作成・提出書類
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自己評価票（第1号様式） ◎ 研修計画書（第2号様式） ◎ 研修レポート（第3号様式）



オンデマンド研修		<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間内に設定し、視聴する。 ・視聴後、オンデマンド研修報告書に記述し、クラスルームへ提出する。
教育センター等研修（8日）		在籍校等研修（5日以上）
共通課題研修（1日）	○ミドルリーダーとしてのチームマネジメント力や実践的指導力の向上を図る研修	<p>○中堅期の栄養教諭に求められる資質・能力の獲得に向け、自己評価票及び研修計画書に基づき、在籍校等において自己目標達成に向けた効果的な研修を高知県教員育成指標（栄養教諭）の領域を踏まえた内容で実施する。</p> <p>【領域】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">学級・HR経営力</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">専門領域に関する力</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">チームマネジメント力</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">セルフマネジメント力</div>
実践研修（5日）	○栄養教諭の職務に関わる実践研修	
選択研修（2日）	○自己目標の達成に向け、各自が選択し受講する研修	



研修成果の評価	
<ul style="list-style-type: none"> ◎自己評価票（第1号様式） ◎研修レポート（第3号様式） ◎在籍校等研修報告書（第4号様式） ◎選択研修報告書（第5号様式） 	<p>評価の取扱い等</p> <p>(1) 評価は、研修計画の作成や指導計画に生かしたり、研修課題を把握して研修成果を見極めたりするなど、中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭)を効果的なものとするために実施するものであり、受講者ごとの評価はこの観点に立って取り扱う。</p> <p>(2) 受講者自身が自らの課題を明確に認識して研修に取り組めるよう、校長は、受講者の「自己の達成規準」及び研修計画、研修成果及び自己評価とそれに対する校長評価等について、必要に応じて受講者に指導・助言や説明を行う。</p>

1 実施要項

1 目的

中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の対象となる者（以下「研修対象者」という。）に対して、教育公務員特例法第24条の規定に準じて、教育活動、その他の学校経営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図る。

2 研修対象者等

- (1) 県内の公立学校（高知市立学校を除く。）のうち、小学校及び中学校、義務教育学校（以下「小学校等」という。）並びに県立の中学校、特別支援学校（以下「県立学校」という。）の栄養教諭（教育公務員特例法施行令第4条に掲げるものを除く。）で9年間の教育に関する経験をもつ者。
- (2) 県教育委員会は、この研修を効果的に実施するため、必要があるときは、研修対象者の一部を次年度以降に繰り下げて受講させ、又は（1）に関わらず教育に関する経験が9年に達していない者を繰り上げて受講させる等の措置をとる。
- (3) この研修を受講する者（以下「受講者」という。）については、研修効果及び校務への影響等を考慮し、県教育委員会が年度当初に決定する。

3 研修内容及び研修日数

中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）は、高知県教育センター等において実施する研修（以下「教育センター等研修」という。）及び在籍校等において実施する研修（以下「在籍校等研修」という。）で構成し、研修内容及び研修日数は、年間研修計画（P.42）のとおりとする。

4 教育センター等研修

- (1) 年間研修計画の作成と実施
高知県教育センター所長（以下「県教育センター所長」という。）は、この要項に基づき年間研修計画を作成し、効果的に研修を実施する。
- (2) 作成上の留意点
ア 中堅教諭等資質向上研修の目的に応じた効果的な実施内容、実施形態とする。
イ その他の研修との有機的関連を図る。
- (3) 実施上の留意点
受講者が研修の目的を十分に理解し、研修参加の意欲を高めるよう配慮する。

5 在籍校等研修

- (1) 研修計画の作成と実施
校長は、自己評価票及び教育センター等研修の日程、内容を考慮して研修計画を作成し、実施する。
- (2) 研修計画書作成上の留意点
ア 自己評価票で作成した、自己の達成規準に対するそれぞれの課題に応じた効果的な研修とする。
イ 教育センター等研修や校内研修との有機的関連を図る。
- (3) その他
各学校の要請により県教育センター指導主事等が支援を行う。ただし、事前の連絡により日程及び内容等の調整を行う。

6 校内指導体制等

- (1) 校長は、指導・助言に当たる者を決定し、教育センター等研修及び在籍校等研修が円滑かつ効果的に実施できるよう校内体制を整備する。
- (2) 校長は、次のア、イに留意のうえ、教頭及び指導・助言に当たる者と連携して中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）が効果的に実施できるよう努める。
 - ア 受講者に研修の目的及び研修計画等を十分に理解させ、意欲を高めるよう配慮する。
 - イ 受講者の悩みや現状を把握して適切な指導・助言を行う等、意欲が継続するよう配慮する。

7 研修前の自己評価票及び研修計画書等の提出

(小学校等)

- (1) 受講者が在籍する小学校等の校長（以下「校長」という。）は、この要項に基づき、自己評価票（第1号様式）及び研修計画書（第2号様式）を各種提出書類の提出期限等（P.39）のとおり、受講者が在籍する学校を所管する市町村（学校組合を含む。）教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長から提出された自己評価票及び研修計画書について受講者ごとに必要な調整を行ったうえで、各種提出書類の提出期限等（P.39）のとおり提出する。

(県立学校)

受講者が在籍する県立学校の校長（以下「校長」という。）は、この要項に基づき、自己評価票（第1号様式）及び研修計画書（第2号様式）を各種提出書類の提出期限等（P.39）のとおり提出する。

8 研修後の評価及び研修報告書等の提出

(小学校等)

- (1) 校長は、中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）終了後に、受講者ごとに自己評価票（第1号様式）により研修後の評価を行うとともに研修報告書等（第3、4、5号様式）を作成し、各種提出書類の提出期限等（P.39）のとおり提出する。
- (2) 市町村教育委員会は研修報告書等を各種提出書類の提出期限等（P.39）のとおり提出する。

(県立学校)

校長は、中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）終了後に、受講者ごとに自己評価票（第1号様式）により研修後の評価を行うとともに研修報告書等（第3、4、5号様式）を作成し、各種提出書類の提出期限等（P.39）のとおり提出する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、県教育センター所長が別に定める。

2 各種提出書類の提出期限等について

※「実践研修」に係る提出物については、研修における持参物・提出物等（P.46、47）に定める。

【小学校・中学校】

提出書類		提出期限及び提出方法	
文書名	様式 (ページ)	校長→市町村教育委員会	市町村教育委員会→ 県教育センター所長あて 提出*
自己評価票 ※自己の達成規準、自己評価（5月）を記述。	第1号様式 (P.50)	6月12日（金）	6月19日（金）
研修計画書	第2号様式 (P.51)		
自己評価票 ※自己評価（8月）までを記述。	第1号様式 (P.50)	9月3日（木）「実践研修Ⅲ」に1部持参	
オンデマンド研修振り返りシート		12月2日（水）までに「令和8年度栄養教諭研修」の クラスルームへ課題として提出	
研修レポート	第3号様式 (P.52、53)	1月22日（金）「実践研修Ⅴ」に1部持参し、研修終 了後提出	
自己評価票 ※自己評価（2月）、校長評価、校長所見までを記述。	第1号様式 (P.50)	2月19日（金）	2月26日（金）
在籍校等研修報告書	第4号様式 (P.54)		
選択研修報告書	第5号様式 (P.55)		

【県立学校】

提出書類		提出期限及び提出方法	
文書名	様式 (ページ)	校長→県教育センター所長あて提出*	
自己評価票 ※自己の達成規準、自己評価（5月）を記述。	第1号様式 (P.50)	6月19日（金）	
研修計画書	第2号様式 (P.51)		
自己評価票 ※自己評価（8月）までを記述。	第1号様式 (P.50)	9月3日（木）「実践研修Ⅲ」に1部持参	
オンデマンド研修振り返りシート		12月2日（水）までに「令和8年度栄養教諭研修」の クラスルームへ課題として提出	
研修レポート	第3号様式 (P.52、53)	1月22日（金）「実践研修Ⅴ」に1部持参し、研修終 了後提出	
自己評価票 ※自己評価（2月）、校長評価、校長所見までを記述。	第1号様式 (P.50)	2月26日（金）	
在籍校等研修報告書	第4号様式 (P.54)		
選択研修報告書	第5号様式 (P.55)		

*提出は、グループウェアのメッセージ 県教育センター「中堅教員・専門研修担当」あてにお願いします。

3 在籍校等研修について

(1) 目的

中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）の一環として、教育センター等研修との有機的関連を図りながら、主に校内で研修を深め、ミドルリーダーとしてのチームマネジメント力や実践的指導力を身に付ける。

(2) 研修実施日数

在籍校等研修として合計5日間以上実施するものとする。

(3) 研修内容

中堅期の栄養教諭に求められる資質・能力の獲得に向け、自己評価票及び研修計画書に基づき、在籍校等において自己目標の達成に向けた効果的な研修を高知県教員育成指標（栄養教諭）の領域を踏まえて実施する。

学級・HR経営力

- ・児童生徒との信頼関係の構築 ・児童生徒間の人間関係の構築 ・児童生徒理解
- ・発達支持的生徒指導 ・特別な配慮を要する児童生徒への対応

専門領域に関する力

- ・給食の時間における食に関する指導、教科等における食に関する指導 ・個別的な相談指導
- ・栄養管理 ・衛生管理 ・食に関する指導、学校給食の管理 ・専門性の追究 ・ICTの効果的な活用
- ※栄養管理・衛生管理・学校給食管理等に関する特定課題研究・自己課題の改善・解決、自己テーマの追究、個別指導に向けた指導方法や教材開発等
- ※学習指導案等の作成・検討、校内における授業研修及び研究協議等も含む
- ※研修レポートの作成も含む。
- ※校内での研修成果発表に向けての資料作成・発表等も含む。

チームマネジメント力

- ・保護者・地域・関係機関等との連携・協働 ・教職員間の連携・協働 ・学校組織の理解・運営
- ・業務遂行・進捗管理 ・人材育成 ・危機管理・安全管理

セルフマネジメント力

- ・法令遵守 ・倫理観・社会性 ・郷土愛 ・ワーク・ライフ・バランス ・使命感・責任感
- ・自己啓発

(4) 授業研修等について

ア 「授業研修」の実施方法について

- ・実施日は、9月17日(木)から12月17日(木)の間とする。
- ・「授業研修」は研究授業(1単位時間)とし、その内容は以下のとおりとする。

授業研修(研究授業)とは、在籍校での通常日程の中で行われ、管理職及び学年主任等の参観によって行われる授業研修を指し、授業前後に、管理職及び参観した教職員から授業者に対して、指導・助言がなされる取組である。

イ 「授業研修」における提出物について

受講者は、「実践研修Ⅲ」を受講後、加筆・修正した学習指導案を、授業実施1週間前までに担当指導主事に指定された方法で提出し、事前指導を受ける。

ただし、個人情報が含まれる学習指導案については、パスワードを設定するなど配慮する。

※本研修で提出した学習指導案等については、教科研究センターにて広く活用することを目的とし閲覧・複写可能な資料とする。なお、その場合は、県教育センターにて学校、栄養教諭名、学級担任及び個人が特定されるような情報等については削除する。

(5) 研修成果発表について

- ・在籍校で管理職及び多くの教職員が参加する場において、一年間の研修成果を発表する。
- ・発表時間や発表形態等は自由とする。
- ・研修計画書(第2号様式)及び在籍校等研修報告書(第4号様式)に研修成果発表について記載する。

4 年間研修計画

分類等	研修項目 実施期日 研修会場	研修内容	日数	
共通課題研修	【Ⅰ】 視聴期間：7月31日(金) ～12月2日(水) 在籍校	【オンデマンド研修】 ・「保幼小の接続」について ・独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」校内研修シリーズ「学校安全」の中から1つ選択し、視聴 ・独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」より1つ選択し、視聴	0.5日	1日
	【Ⅱ】 12月4日(金) 在籍校	【ライブ配信研修】 ・ワーク・ライフ・バランス ・ウェルビーイング	0.5日	
センター等研修(8日)	【Ⅰ】 視聴期間：5月27日(水) ～6月10日(水)	【オンデマンド研修】 ・独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」より「学校全体で取り組む食育の進め方」を視聴 ・独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」より「栄養教諭の職務」を視聴	0.5日	5日
	【Ⅰ】 5月27日(水) 在籍校	【ライブ配信研修】 ・研修の進め方 ・9年間の振り返りと今年度の取組について	0.5日	
	【Ⅱ】 7月9日(木) 高知県教育センター	・各教科等における食に関する指導について～学習指導案の書き方～ ・健康教育(食育)の充実について ・学習指導案の検討及び研究協議	1日	
	【Ⅲ】 9月3日(木) 高知県教育センター	・病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識 ・模擬授業及び研究協議	1日	
	【Ⅳ】 11月12日(木) 高知県教育センター	・教職員の服務について ・アレルギー対応における校内組織体制 ・学校におけるアレルギー疾患対応について	1日	
	【Ⅴ】 1月22日(金) 高知県教育センター	・土佐の郷土食 ・実践発表	1日	
	選択研修	・自己諸能力開発を目的として、自己目標の達成に向けた研修を選択して受講	2日	
在籍校等研修(5日以上)	実施期間：4月～2月	中堅期の栄養教諭に求められる資質・能力の獲得に向け、自己評価票及び研修計画書に基づき、在籍校等において自己目標の達成に向けた効果的な研修を高知県教員育成指標(栄養教諭)の領域を踏まえての内容で実施する。	5日以上	

5 項目別研修計画

(1) ねらい

【共通課題研修】

ミドルリーダーとして、学校運営等を視野に入れた実践に取り組む中で、今日的な教育課題の解決に向けて対応できる能力をさらに高めるとともに、チームマネジメント力や実践的指導力を身に付ける。

【実践研修】

栄養教諭としての実践上の課題を究明し、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うための実践的指導力を身に付ける。

【選択研修】

中核的な役割を担うために必要な、より実践的、専門的な知識・技能を習得するために、学級・ホームルーム経営や人権教育及び特別支援教育、ICT活用指導力、チームマネジメント力等に関する知識・理解を深める研修を主体的に行うことを通して、自己の能力開発を目指す。

(2) 日程及び内容

【共通課題研修】

I 令和8年7月31日(金)～12月2日(水)【オンデマンド研修】

会場 在籍校

【オンデマンド研修】

- ①「保幼小の接続」について
- ②独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」校内研修シリーズの「学校安全」の中から1つ選択し、視聴
- ③独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」より1つ選択し、視聴

※中堅教諭等資質向上研修(教諭)「共通課題研修Ⅱ」、(養護教諭)「共通課題研修Ⅰ」と合同開催

(注) オンデマンド研修について

- ・オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること
- ・視聴期間 7月31日(金)～12月2日(水)
- ・視聴方法
「保幼小の接続」については、「令和8年度栄養教諭研修」のクラスルームよりアクセスし、視聴する。

独立行政法人教職員支援機構(NITS)
URL <https://www.nits.go.jp/materials/>



・オンデマンド研修振り返りシートについて

7月31日（金）までに、「令和8年度栄養教諭研修」のクラスルームに課題として配付する。
動画を視聴した後、オンデマンド研修振り返りシートを記入し、管理職の確認を受け、「令和8年度栄養教諭研修」のクラスルームへ課題として提出する。
提出締切は、12月2日（水）とする。

II 令和8年12月4日（金） 【ライブ配信研修】

会場 在籍校

13:00 13:30 16:30

接 続	講義・演習 ワーク・ライフ・バランス ウェルビーイング
--------	-----------------------------------

※13:20 までに接続を完了すること。
※ライブ配信研修の接続については、P. 63 参照
※中堅教諭等資質向上研修（教諭）「共通課題研修IV」、（養護教諭）「共通課題研修II」と合同開催

【実践研修】

I 令和8年5月27日（水）【オンデマンド研修】【ライブ配信研修】

会場 在籍校

12:30 13:00 16:00

【オンデマンド研修】 ①学校全体で取り組む食育の進め方 ②栄養教諭の職務
--

接 続	開 講 式	研修の進め方	9年間の振り返りと 今年度の取組について
--------	-------------	--------	-------------------------

※12:50までに接続を完了すること。

(注) オンデマンド研修について

- ・オンデマンド研修は、勤務時間内に設定し、視聴すること
- ・視聴期間 5月27日（水）～6月10日（水）
- ・視聴内容及び視聴方法

独立行政法人教職員支援機構（NITS）の「動画教材」より「学校全体で取り組む食育の進め方」及び「栄養教諭の職務」を視聴する。

II 令和8年7月9日（木）

会場 高知県教育センター

9:00 9:30 12:00 13:00 16:00

受 付	講義・演習 各教科等における 食に関する指導について ～学習指導案の書き方～	講義・演習 健康教育（食育）の 充実について	昼 食	学習指導案の検討及び研究協議
--------	---	------------------------------	--------	----------------

※2年経験者研修（栄養教諭）「実践研修II」と合同開催

Ⅲ 令和8年9月3日(木)

会場 高知県教育センター

9:00 9:30 12:30 13:30 16:00

受 付	講義・演習 病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識	昼 食	模擬授業及び研究協議
--------	-----------------------------	--------	------------

※2年経験者研修(栄養教諭)「実践研修Ⅲ」と合同開催

Ⅳ 令和8年11月12日(木)

会場 高知県教育センター

9:00 9:30 12:00 13:00 16:00

受 付	講義・演習 教職員の服務について	講義・演習 アレルギー対応に おける校内組織体制	昼 食	講義・演習 学校におけるアレルギー疾患対応について
--------	---------------------	--------------------------------	--------	------------------------------

※中堅教諭等資質向上研修(養護教諭)「実践研修Ⅳ」、2年経験者研修(栄養教諭)「実践研修Ⅳ」、(養護教諭)「実践研修Ⅳ」と合同開催

Ⅴ 令和9年1月22日(金)

会場 高知県教育センター

9:00 9:30 12:00 13:00 16:00

受 付	講義・演習 土佐の郷土食	昼 食	実践発表	閉 講 式
--------	-----------------	--------	------	-------------

※新規採用栄養教諭研修「実践研修Ⅵ」と合同開催

6 研修における持参（準備）物・提出物等

※研修で使用する提出物は、上部右上に受講者番号、学校名、受講者氏名を記入すること。

データで提出する場合は、ファイル名は「受講番号 氏名(学校名)【文書の種類】」にすること。

例：1234 高知（〇〇小）【自己評価票】

1234 高知（〇〇小）【学習指導案】

※提出物については、校長等の管理職に確認をしてもらうこと。特に、児童生徒の個人情報に関わる事項が含まれるものの持参に際しては、個人が特定されないように配慮するとともに、必ず校長に確認してもらうこと。

※学習指導案等の提出方法、持参部数については、担当指導主事より別途連絡するので、連絡内容を確認して準備すること。

※研修にかかる持参物（冊子）は、ダウンロードできるものは、データでの持参も可。

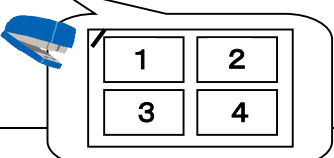
※持参物の資料が改訂された場合は改訂版を持参すること。

※様式については、県教育センターホームページまたはグループウェアの「キャビネット」からダウンロードすること。

※その他、必要な準備物が生じた場合やライブ配信研修の配付物等についてはクラスルームにて知らせるため、研修前には、クラスルームを確認すること。

※本研修で提出した学習指導案については、教科研究センターにて広く活用することを目的として閲覧・複写可能な資料とする。なお、その場合は、県教育センターにて学校、栄養教諭名及び個人が特定されるような情報等については、削除する。

研修項目・期日	研修内容	○提出物 ●持参（準備）物 等
共通課題研修Ⅰ 7月31日（金） ～12月2日（水）	【オンデマンド研修】 ・「保幼小の接続」について ・独立行政法人教職員支援機構（NITS）の「動画教材」校内研修シリーズ「学校安全」の中から1つ選択し、視聴 ・独立行政法人教職員支援機構（NITS）の「動画教材」より1つ選択し、視聴	
共通課題研修Ⅱ 12月4日（金）	【ライブ配信研修】 ・ワーク・ライフ・バランス ・ウェルビーイング	
実践研修Ⅰ 5月27日（水） ～6月10日（水）	【オンデマンド研修】 ・独立行政法人教職員支援機構（NITS）の「動画教材」より「学校全体で取り組む食育の進め方」を視聴 ・独立行政法人教職員支援機構（NITS）の「動画教材」より「栄養教諭の職務」を視聴	
実践研修Ⅰ 5月27日（水）	【ライブ配信研修】 ・研修の進め方 ・9年間の振り返りと今年度の取組について	○研修レポート（第3号様式） 1 を記述したもの ※5月20日（水）までにクラスルームへ課題として提出する。 ●「食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー」 ●各校で作成している食に関する指導の全体計画

<p>実践研修Ⅱ 7月9日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各教科等における食に関する指導について ～学習指導案の書き方～ 健康教育(食育)の充実について 学習指導案の検討及び研究協議 	<p>○学習指導案、授業で使用するワークシート、プレゼンテーションデータ等(○部)</p> <p>※9/17～12/17の期間に実施するもの</p> <p>○研修レポート(○部) Ⅲを記述したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー」 該当校種、選択教科(領域)の「学習指導要領解説」(文部科学省) 該当校種、選択教科(領域)の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(国立教育政策研究所教育課程研究センター) 使用教科書等 高知県授業づくり Basic ガイドブック
<p>実践研修Ⅲ 9月3日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識 模擬授業及び研究協議 	<p>○実践研修Ⅱを受講後、加筆・修正した学習指導案、授業で使用するワークシート、プレゼンテーションデータ等(○部)</p> <p>※模擬授業は1人15分程度</p> <p>○自己評価票(1部)8月の自己評価を校長と相談しながら記述したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食に関する指導の手引 ー第二次改訂版ー」 模擬授業で使用する掲示物、教材、教具等 該当校種、選択教科(領域)の「学習指導要領解説」(文部科学省) 該当校種、選択教科(領域)の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(国立教育政策研究所教育課程研究センター) 使用教科書等 高知県授業づくり Basic ガイドブック
<p>実践研修Ⅳ 11月12日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の服務について アレルギー対応における校内組織体制 学校におけるアレルギー疾患対応について 	<p>○研修レポート(Ⅳ(1)を記述したもの、A3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂 公益財団法人 日本学校保健会) 学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月 文部科学省) アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル(平成30年1月 高知県教育委員会)
<p>実践研修Ⅴ 1月22日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土佐の郷土食 実践発表 	<p>○研修レポート(Ⅴまで記述したもの、A3)</p> <p>○各自の実践について、プレゼンテーションソフトを使用した発表用データ(研修レポートの内容に沿ったもの)</p> <p>※1月15日(金)までにクラスルームへ課題として提出するとともに、研修当日に担当指導主事に指定された部数印刷し持参する。(○部)</p> <p>(A4横置き、1ページあたり4スライド配置したものを両面印刷、左上どめ)</p> <p>※発表は1人20分程度</p> 
<p>※年間を通して持参するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度 栄養教諭研修の概要(高知県教育センター) 所属校で使用している名札 高知県教育委員会から配付されたGoogleアカウント(○○@g.kochinet.ed.jp)及びパスワード タブレット(所属長の許可を得たインターネットに接続可能な機器) <p>※所属の自治体(県立の場合は県)が持ち出しを認めている学校の情報端末機器(タブレット)で、管理職の持ち出し許可を得た情報端末機器を持参すること。持参できない場合はセンターの機器を貸し出すので、研修当日、会場で申し出ること。</p> <p>※県立学校においては、令和6年6月5日付け6高教政第194号【分類番号11-04-9999】「教職員用パソコン(校務系・学習系)の学校外での利用について(通知)」の運用ルールを管理職と確認のうえ持参すること。</p>	

7 選択研修について

1 研修期間及び研修日数

4月から1月末までの間の2回受講する。

※半日開催及び終日開催どちらも可とするが、実施要項の日程のとおり受講する。

2 研修の選択等について

受講者は、「令和8年度教職員等研修案内」※¹に掲載されている研修や、校長及び所属市町村教育委員会が認める研修を選択し受講する。

【校長及び所属市町村教育委員会が認める研修】

- ・ 県内各地域での各種研究大会
- ・ 各所属市町村教育委員会主催の研修
- ・ 県外で行われる研修（悉皆研修以外の研修） 等

※1 「令和8年度教職員等研修案内」は高知県教育センターHP「各種トピック」に掲載。
(P. 49 参照)

※2 悉皆研修（経験年数や職務に応じ、当該対象者の参加が義務付けられている研修）、役職研修、校内研修、本人が助言者等として参加する研修などを選択研修とすることはできない。

※3 ライブ配信研修は可とするが、オンデマンド研修を選択することはできない。

※4 県外で行われる研修（悉皆研修以外の研修）については、校長及び市町村教育委員会の判断により選択研修とすることができる。

3 参加申込について

管理職に相談のうえ、「全国教員研修プラットフォーム：Plant（プラント）」から各自で申し込む。
その他の研修の申込は、各研修等の実施要項に掲載されている申込方法等に沿って各自で行う。

4 選択研修報告書について

選択研修受講後、選択研修報告書（第5号様式）を各種提出書類の提出期限（P. 39）までに提出する。

5 選択研修の欠席について

やむを得ない理由で急遽研修を受講できなくなった場合は、以下のように、研修の主催者に欠席の連絡をし、研修期間内に実施される別の研修を選択し、受講する。

小学校・中学校	受講者	→	校長	→	市町村教育委員会	→	選択した研修の主催者
県立学校	受講者	→	校長	→			

※選択研修報告書には、実際に受講した研修を記載する。

6 選択研修に係る旅費について

県内で受講する研修のみ、旅費を支給する。

選択研修一例

【人権教育に関する研修】

研修コード	校種	研修名	日程	会場
170-1	全	人権教育セミナー 1 【女性】 「未来を拓くジェンダー平等」 独立行政法人教職員支援機構 教授 百合田 真樹人 氏	7月27日(月) AM	高知県 教育センター
170-2	全	人権教育セミナー 2 【インターネットによる人権侵害】 「AI時代の教師が知っておきたいこと」 兵庫県立大学 環境人間学部 教授 竹内 和雄 氏	7月28日(火) AM	【オンライン研修】 在籍校
170-3	全	人権教育セミナー 3 【外国人】 「多様な言語的文化的背景をもつ子どもの学習保障 — 多様性の包摂の実装化に向けて —」 東京学芸大学 教育学部 教授 齋藤 ひろみ 氏	7月28日(火) PM	【オンライン研修】 在籍校
170-4	全	人権教育セミナー 4 【同和問題】 「現代の部落差別—意識調査を手がかりに」 大阪公立大学 経営学研究科 教授 阿久澤 麻理子 氏	8月19日(水) PM	【オンライン研修】 在籍校
170-5	全	人権教育セミナー 5 【災害と人権】 「フェーズフリーから考える、過ごしやすい避難所づくり —避難所受付お手伝いゲーム—」 鳴門教育大学 准教授 谷村千絵 氏	8月28日(金) AM	高知県 教育センター
170-6	全	人権教育セミナー 6 【子ども】 「ありのままを肯定する ～肯定的体験 (PCEs) が子どもの人生を支える～」 高知県社会福祉士会 井上 紗織 氏	8月28日(金) PM	高知県 教育センター

【生徒指導・学級経営に関する研修】

研修コード	校種	研修名	日程	会場
176	全	人間関係づくり実践講座 東京聖栄大学 特任教授 有村 久春 氏	7月29日(水)	高知県 教育センター

【令和8年度 教職員等研修案内】

令和8年度に高知県教育委員会が実施する研修事業については、高知県教育センターHP「各種トピック」または、二次元コードからアクセスする。



(第1号様式)

令和8年度 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）自己評価票

教員委員会名 (創立学校は省略)	学校名	受講者氏名
校長名	受講者番号	

これまでの教員研修を振り返り、『高知県教員育成指針』に対する「自己の達成標準」を作成しましょう。
※作成した自己の達成標準が(4：十分できている) 3：だいたいできている 2：あまりできていない 1：できていない

領域	能力	項目	指標（中堅期）				校長 評価 2月
			指標に対する「自己の達成標準」				
学級・ H R 経営 能力	A 集団を 高める力	① 児童生徒との 信頼関係の構築	教育相談等の手法等を効果的に活用し、場面や状況に応じた適切な対応を行うとともに、教職員に対して指導・助言をすることができる。				
		② 児童生徒間の 人間関係の構築	児童生徒の自発的・自治的な活動を促して互いの長みや可能性を伸ばせるような取組を計画的に進めることができる。				
		③ 児童生徒理解	児童生徒の背景や取り巻く環境を踏まえ、児童生徒の自分らしい生き方の実現を支援する適切な指導方針を立てて対応することができる。				
		④ 発達支援的生徒 指導※1	学習指導と発達支援がながら発達支援的生徒指導の実践を図るとともに、専門性等の能力も併せながら、全ての児童生徒の発達を支援する機会が 十分に確保されている。				
		⑤ 特別な配慮を要す 児童生徒への 対応※2	保護者や専門職、関係機関等と連携し、個や集団に応じた学習上、生活上の指導・支援の在り方や校内支援体制について、具体的に提案す ることができる。				
専門 領域 に関する 力	C 食に関する 指導力	⑥ 給食の時間におけ る食に関する指 導・飲料等におけ る食に関する指導	学習指導要領や児童生徒の発達に基づき、栄養教諭の専門性を生かした指導を行うとともに、適切に評価することができる。				
		⑦ 個別的な個別指導	個別や小グループ栄養に関する専門性を高め、効果的な個別指導を工夫、改善することができる。				
		⑧ 栄養管理	地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。				
専門 領域 に関する 力	D 学校給食の管 理に関する力	⑨ 衛生管理	学校給食管理基準に基づき、衛生管理体制や作業区分等について計画し、課題を改善することができる。				
		⑩ 食に関する指導、 学校給食の管理	教職員、家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を築くことができる。				
		⑪ 専門性の進取	学校給食や教育の動向を把握し、求められる専門性を進取し、自らの課題改善に向けた具体的な提案をすることができる。				
g ICT活用の 指導力	E 連携・調整力	⑫ ICTの効果的な 活用	情報社会の動向を積極的に把握し、「ITを活用した工夫ある給食指導や授業実践」について、教員に対して指導・助言をすることができる。				

※1 令和4年12月に改訂された生徒指導要領の新たな概念として示されたもの。発達支援的生徒指導とは、特定の課題を解決することなく、全ての児童生徒を対象に児童生徒の自発的・主体的に自らを伸ばせる環境を学校や教員
※2 見合いに支えらるる児童生徒の自立・自律、児童生徒への声かけ、授業、行動等を通じて、自己理解力、コミュニケーション力、問題等を含む社会的資質、能力を育成する。

8 各種様式

領域	能力	項目	指標（中堅期）				校長 評価 2月		
			指標に対する「自己の達成標準」						
チ ー ム マ ネ ジ メ ン ト 力	H 協働性・ 向学性の 構築力	⑬ 保護者・地域・校 園・関係機関等 との連携・協働	「チーム学校」としての連携を求め、地域とともに歩む学校づくりの積極的な推進に向けて、自らの意思を効果的に伝えつつ、円滑な コミュニケーションを取ることができる。						
		⑭ 教職員間の連携・ 協働	学年や分掌等の異なるより、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通して、リーダーシップを發揮し、課題 を解決することができる。						
		⑮ 学校組織の理解・ 運営	組織の特性や教職員の強み・弱みを見取り、それらを生かした機動的な組織運営に向けて、自らの役割を果たすことができる。						
	I 組織調整力	⑯ 業務進行・ 進捗管理	授業や教育活動の効率的・効果的な実行に向け、「ITを効果的に活用するなど積極的に工夫改善を図りながら即応サイクルを回す」と ともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。						
			自らの課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。						
		⑰ 人材育成	安全や教育効果に配慮した環境を整備するとともに、危機の早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。						
			教育公務員として、常に法令を遵守し、不祥事の防止を重視するとともに他の教職員の模範となるよう行動し、その重要性を教職員に 助言をすることができる。						
	ゼ ル フ マ ネ ジ メ ン ト 力	J 自己管理 能力	⑱ 安全管理	備前や後援の意向について高い関心を持って職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。					
			⑲ 法令遵守	高知県の風土や歴史について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。					
			⑳ 倫理観・社会性	倫理観や後援の意向について高い関心を持って職務を遂行するとともに、教職員に助言をすることができる。					
		K 自己成長力	⑳ 自己管理 能力	㉑ 働き方	勤務時間や生活習慣の両立について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。				
				㉒ ワーク・ライフ・ バランス	勤務時間や生活習慣の両立について理解を深め、高知県の文化、伝統等の発展に貢献することができる。				
				㉓ 使命感・責任感	教育公務員としての誇りと自覚を深め、学校教育目標の実現や課題解決に向けて、主体的に学校運営に関与することができる。				
㉔ 自己啓発	自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。								

【校長所見】

研修計画書

令和 ○年 ○月 ○日

教育委員会名 (県立学校は不要)	○○教育委員会	学校名	○○立○○小学校		
校長名	○○ ○○	受講者番号	○○○○	受講者氏名	○○ ○○

研修計画	開催月日	研修名	内容	
教育センター等研修(8日)	共通課題研修	7月31日(金)～12月2日(水) 【0.5日】	共通課題研修1 [オンデマンド研修] 「保幼小の接続」について 独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」校内研修シリーズ「学校安全」の中から1つ選択し、視聴 独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」より1つ選択し、視聴	
		12月4日(金) 【0.5日】	共通課題研修2 [ライブ配信研修] ワーク・ライフ・バランス ウェルビーイング	
	実践研修	5月27日(水)～6月10日(水)	実践研修I [オンデマンド研修]	独立行政法人教職員支援機構(NITS)の「動画教材」より「学校全体で取り組む食育の進め方」及び「栄養教諭の職務」を視聴
		5月27日(水)	実践研修I [ライブ配信研修]	研修の進め方 9年間の振り返りと今年度の取り組みについて
		7月9日(木)	実践研修II	各教科等における食に関する指導について～学習指導案の書き方～ 健康教育(食育)の充実について 学習指導案の検討及び研究協議
		9月3日(木)	実践研修III	病態やスポーツ栄養に関する基礎的知識 模擬授業及び研究協議
		11月12日(木)	実践研修IV	教職員の服務について アレルギー対応における校内組織体制 学校におけるアレルギー疾患対応について
	選択研修	○月○日(○)	選択研修	○○○に関する研修
		○月○日(○)	選択研修	○○○に関する研修

実施予定日	領域	研修内容	指導者
○月○日(○)			校長 ○○ ○○ 教頭 ○○ ○○
○月○日(○)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ブルダウンで該当領域を選択してください。 「学級・HR経営力」 「専門領域に関する力」 「チームマネジメント力」 「セルフマネジメント力」 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 研修内容の具体を記述してください。 (例) 領域「学級・HR経営力」の場合、 研修内容「校内における特別な配慮を要する児童生徒への対応」等 </div>	養護教諭 ○○ ○○
○月○日(○)			学級担任 ○○ ○○ 教頭 ○○ ○○
○月○日(○)			校長 ○○ ○○ 教頭 ○○ ○○
○月○日(○)			研究主任 ○○ ○○
○月○日(○)			校長 ○○ ○○ 教頭 ○○ ○○
○月○日(○)			教頭 ○○ ○○
○月○日(○)			教頭 ○○ ○○
○月○日(○)	授業研修及び研究協議		管理職 研究主任 参観者
○月○日(○)	一年間の研修成果発表		管理職 教職員全員
合計	○日		

※在籍校等研修は合計5日以上実施する。

※選択研修は提出日時点の受講予定の研修を記載する。変更になった場合、再提出の必要なし。「選択研修報告書」に実際に受講した研修内容を記載する。

令和8年度 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭） 研修レポート

教育委員会名 (県立学校は不要)	学校名	受講者番号	受講者氏名
---------------------	-----	-------	-------

I 若年後期（5～9年）の成果と課題

【これまで重点的に取り組んできた実践】

若年後期(5～9年)の実践について高知県教員育成指標と関連付けて記述。

○若年後期（5～9年）で特に意識してきた資質・能力【高知県教員育成指標より】（複数回答あり）

学級・HR経営力		学習指導力		チームマネジメント力		セルフマネジメント力	
A 集団を高める力		C 食に関する指導力	F 専門性探究力	H 協働性・同僚性の構築力		J 自己管理能力	
B 一人一人の能力を高める力		D 学校給食の管理に関する力	G ICT活用指導力	I 組織貢献力		K 自己変革力	
		E 連携・調整力					

意識してきた資質・能力について「○」で記入

II 自己目標

目指す児童生徒の姿

【学校教育目標】

【児童生徒の実態】

「給食を残さず食べる」、「食に関心がある」だけではなく、各種調査等を用いて具体的（数値等）に記述。

【育成したい資質・能力】

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

学びに向かう力、人間性等

食に関する指導の全体計画とリンクさせ、目指す児童生徒の姿を観点別に記述。
※「食に関する指導の手引き-第二次改訂版-」の「食に関する指導の目標」P.16 参照

【課題解決に向かう自己目標や主に取り組むテーマ】

若年後期の振り返り内容や児童生徒の実態、目指す児童生徒の姿と関連付けて記述。

○今年度、特に高めたい資質・能力【高知県教員育成指標より】（複数回答あり）

学級・HR経営力		学習指導力		チームマネジメント力		セルフマネジメント力	
A 集団を高める力		C 食に関する指導力	F 専門性追究力	H 協働性・同僚性の構築力		J 自己管理能力	
B 一人一人の能力を高める力		D 学校給食の管理に関する力	G ICT活用指導力	I 組織貢献力		K 自己変革力	
		E 連携・調整力					

高めたい資質・能力について「○」で記入

Ⅲ 具体的な取組について

給食管理

(1)【前期（4月～9月）】

講義や研究協議から特に学んだことや、
今後に生かしたいことを具体的に記述。

(2)【後期（10月～）】

Ⅲ 具体的な取組について

食に関する指導

(1)【前期（4月～9月）】

(2)【後期（10月～）】

Ⅳ 自己目標達成における成果と課題

実践研修Ⅰ～Ⅴでの学び、給食管理・食に関する指導
等、1年間の取組について振り返り、自己目標達成に向
けた成果等を記述。

V 今後の展望

(第4号様式)

令和8年度 中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）在籍校等研修報告書

教育委員会名 (県立学校は不要)		学校名			
校長名		受講者 番号		受講者 氏名	

No.	月 日	領 域	研修内容等	指 導 者
1	4月〇日 (〇)	学級・HR経営力	校内においての特別な配所を要する児童生徒への対応	生徒支援部長 〇〇 〇〇
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	〇月〇日 (〇)	授業研修及び研究協議		管理職 研究主任 参観者
10	〇月〇日 (〇)	一年間の研修成果発表		管理職 教職員全員
日数計		日		

(第5号様式)

令和8年度 中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭) 選択研修報告書

教育委員会名(県立学校は不要)	学校名	受講者番号	受講者氏名

研修名		研修会場	
研修日時	令和 年 月 日()(: ~ :)	主催	

研修内容

所感

研修からの学びで、今後の実践に生かしていきたいことなどを具体的に記載する。

令和 年 月 日	校長名
----------	-----

IV 自己評価票

1 自己評価票について

栄養教諭研修では、「高知県教員育成指標」で示している24項目の資質・能力を身に付けていくために、受講者個々が、1年間の実践に対する「自己評価」を行います。自己評価票は、各資質・能力に対する1年間で目指す具体的な姿を「自己の達成規準」として設定し取り組み、校長との面談等を通して教育実践を振り返るためのものです。

2 「自己の達成規準」の作成について

自分の経験段階に該当する指標（新規採用期、若年前期、中堅期）を確認したうえで、次の【「自己の達成規準」作成及び実践の手順】を参考にして、「自己の達成規準」を作成してください。

【「自己の達成規準」作成及び実践の手順】

- ① 自己の経験段階に応じた24項目の資質・能力を確認します。
- ② 求められる資質・能力を身に付けるために、この1年間で自分が実現する具体的な姿を「自己の達成規準」として作成します。
- ③ 「自己の達成規準」の達成を目指し、日々の実践や研修に取り組みます。
※常にPDCAサイクルを意識して取り組みましょう。
- ④ 「自己の達成規準」の達成状況を4段階で自己評価し、振り返ります。
4：十分できている 3：だいたいできている 2：あまりできていない 1：できていない
※年度末には、校長評価もしてもらいましょう。
- ⑤ 振り返りを基に、次年度の取組につなげます。

3 「自己の達成規準」の具体例

下の表は、高知県教員育成指標「栄養教諭」における新規採用期、中堅期（10年～）の指標に対する「自己の達成規準」の一例を示しています。例を参考に、「自己の達成規準」を作成しましょう。

専門領域に関する力（新規採用期）

新規採用期の指標

【学校給食の管理に関する力】

⑧	<p>栄養管理 成長期の栄養管理の方法や学校給食摂取基準等について理解し、献立作成に生かすことができる。</p> <p>【自己の達成規準】（例） 児童生徒の実態把握をするためにアンケート等の調査を実施し、自校の学校給食摂取基準を策定し、それに基づいた献立を考えることができている。</p>
---	---

各指標に対してこの1年間で自分が目指す具体的な姿を記入します。これが「自己の達成規準」となります。

【連携・調整力】

⑩	<p>食に関する指導、学校給食の管理 全体計画や年間指導計画、年間献立計画について理解し、計画作成に主体的に関わることができる。</p> <p>【自己の達成規準】（例） 学校教育目標を踏まえた食に関する全体計画や年間指導計画、年間献立計画を作成し、教職員と連携し、計画を実行することができている。</p>
---	---

学級・HR経営力（中堅期）

中堅期の指標

【集団を高める力】

②	児童生徒間の人間関係の構築 児童生徒の自発的・自治的な活動を通して互いの良さや可能性を發揮できるような取組を計画的に進めることができる。
	【自己の達成規準】（例） 学校経営案に基づき、学校行事や特別活動等において、リーダー会を開いたり、食育通信を定期的に作成したりするなど、意欲を高める取組ができています。

各指標に対してこの1年間で自分が目指す具体的な姿を記入します。これが「自己の達成規準」となります。

【一人一人の能力を高める力】

④	発達支持的生徒指導 学習指導と関連付けながら発達支持的生徒指導の充実を図るとともに、専門家等の協力も得ながら、全ての児童生徒の発達を支える働きかけについて教職員に指導・助言をすることができている。
	【自己の達成規準】（例） 児童生徒一人一人が自己の将来を描きながら可能性を伸ばすことができる教育活動について、学級担任、管理職、保護者等と情報を共有するとともに、スクールカウンセラー等と協力しながら具体的に助言することができている。

専門領域に関する力（中堅期）

【学校給食の管理に関する力】

⑧	栄養管理 地域の実態に応じた、児童生徒の健康状態の改善につながる栄養管理を行うことができる。
	【自己の達成規準】（例） 学校や地域の食生活に関する実態、児童生徒の体格や健康状態等を把握して学校給食摂取基準を策定し、作成した献立の残食率、栄養提供量等からの評価を行い、児童生徒の健康状態の改善につなげることができるよう努めている。

【連携・調整力】

⑩	食に関する指導、学校給食の管理 教職員・家庭・地域・関係機関等と連携し、校内はもとより、校外における食育や学校給食の推進体制を活用することができる。
	【自己の達成規準】（例） 児童生徒が学校で学習したことを家庭の食事等で実践することができるよう、家庭や地域の理解、協力を得ながらお便りや給食試食会等を通じて児童生徒の食生活の改善に取り組むことができている。

【ICT活用指導力】

⑫	ICTの効果的な活用 情報社会の動向を積極的に把握し、ICTを活用した工夫ある給食指導や授業実践について、教員に対して指導・助言することができる。
	【自己の達成規準】（例） 食に関する指導に関する教材研究や指導場面において、ICTを活用するとともに、他の教員に対して授業における効果的な活用をアドバイスすることができている。

チームマネジメント力（中堅期）

【協働性・同僚性の構築力】

⑭	教職員間の連携・協働 学年や分掌等の要となり、チーム対応等の充実に向けて、他者との協力や関わり、連携協働を通じて、リーダーシップを発揮し、課題を解決することができる。
	【自己の達成規準】（例） 健康推進部長として、チームを取りまとめ、定期的に部会を行い、情報共有や課題の提起や対応などを行うことができている。

【組織貢献力】

⑰	人材育成 自校の諸課題について、具体的な対応策を提案するとともに、教職員に対して適切な指導・助言をすることができる。
	【自己の達成規準】（例） 若年教員等の実践的指導力の向上を図るために、管理職と連携をしながら、必要な支援や助言ができている。

セルフマネジメント力（中堅期）

【自己変革力】

⑳	自己啓発 自ら学び続ける意欲をもち、国内外の社会状況の変化に合わせた課題意識や探究心をもって研鑽を積み、自己を高めることができる。
	【自己の達成規準】（例） チャレンジ精神や向上心をもち、常に新たなことに取り組もうとするために自己研鑽することができている。

【記載における留意事項】

年次に応じた様式を県教育センターHPよりダウンロードして、「自己の達成規準」を作成してください。

(第2号様式)

令和8年度 2年経験者研修(栄養教諭) 自己評価票

教育委員会名 (県立学校は不要)	学校名	受講者氏名
校長名	受講者番号	

「高知県教員養成指針」に基づき、具体的な「自己の達成規準」を作成し、実施しよう。実施後は、4段階で評価して自己の教育実践を振り返りましょう。
※作成した自己の達成規準が(4/4)十分できている)になった場合は、状況に応じてさらに高次の達成規準を作成し取り組みましょう。

評価 4: 十分できている 3: たいしてできている 2: あまりできていない 1: できていない

領域	能力	項目	自己評価			
			指標(若年前期)	指標に対する「自己の達成規準」	5月	8月
学級・HR経営力	A 集団を 高める力	① 児童生徒との 信頼関係の構築				
		② 児童生徒間の 人間関係の構築				
		③ 児童生徒理解				
B 一人一人 の能力を 高める力	④ 発達支持的な 指導※1	児童生徒の自己肯定感を高め、互いの良さや可能性を伸ばせるよう集団づくりに取り組むことができる。				
		児童生徒の発想や取り組みを積極的に評価し、児童生徒の立場に寄り添い、共感的理解を示すことができる。				
		全ての児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程をいかに支えるかという視点に立ち、児童生徒への声かけ、授業、行事等を行うことができる。				
C 和に關する 指導力	⑤ 特別な配慮を要する 児童生徒への 対応※2	校内組織や保護者・専門家・関係者				
		学習指導要領や児童生徒の発想				
		病児やスポーツ休業に関する基礎				
D 学校給食の管 理に關する力	⑥ 給食の準備における 和に關する指導、教 育活動における食に關 する指導	児童生徒の食生活状況の把握、手				
		学校給食衛生管理基準に基づいた調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善を適切に行うことができる。				
		指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供を行うことができる。計画の作成、改善に専門的な				
E 連携・調整力	⑦ 個別的な相談指導	指導計画を踏まえ、学級担任等と連携を図り、指導や資料提供を行うことができる。計画の作成、改善に専門的な				
		ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な学習を実施することができる。				
		ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な学習を実施することができる。				
F 専門性の 探究力	⑧ 授業管理	学習指導要領を基盤として、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。				
		学習指導要領を基盤として、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。				
		学習指導要領を基盤として、研修会や書籍等から積極的に学ぶことができる。				
G ICT活用 指導力	⑨ 衛生管理	ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な学習を実施することができる。				
		ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な学習を実施することができる。				
		ICT活用の基本的な考え方を理解し、指導のねらいを達成するために、ICTを活用して効果的な学習を実施することができる。				

各年次とも管理職等の指導・助言を受けて作成しましょう。(p57~59を参考にしてください。) 8月(新規)に「自己の達成規準」に対する自己評価を行い、達成状況に応じて、教育実践や「自己の達成規準」の見直しを行います。
※「自己の達成規準」の見直しをする場合は、新しい「自己の達成規準」を記入し、「自己の達成規準」を記入し、見直しを行ったことがわかるよう、セルを塗りつぶします。
新規採用栄養教諭…24項目の資質・能力について、例のように具体的に「自己の達成規準」を記述してください。
2年経験者栄養教諭・中堅栄養教諭…これまでの実践を振り返り、自己の成長のつながりを意識した「自己の達成規準」を作成しましょう。
5月に指標(若年前期)(中堅期)に対する自己評価を行い、求められる資質・能力を身に付けるために1年間で自分が実現する「自己の達成規準」を作成し、具体的に記述しましょう。

【受講者】
新規採用栄養教諭研修の受講者は8月と2月に、2年経験者研修、中堅教諭等資質向上研修の受講者は、5月、8月、2月に実践を振り返り、「自己の達成規準」に対する自己評価を行います。

【校長】
5月：受講者が「自己の達成規準」を立てる際、受講者の現状に即して指導・助言を行います。
8月：受講者が8月時点での自己評価や「自己の達成規準」の見直しを行う際、受講者の現状に即して指導・助言を行います。
2月：校長評価を行う。受講者の実践が、求められる資質・能力に対してどの程度達成できているかを評価し、次年度以降の取組につなげるよう指導・助言を行います。

組織構築力	⑪ 人材育成	自らの課題を洗い出し、先輩教職員の助言を参考に、その改善に向け、意欲的に取り組むことができる。
	⑫ 危機管理・安全管理	危機管理の重要性や自身の役割を理解し、児童生徒の安全管理のために迅速かつ適切に対応することができる。

受講者の1年間の取組や成長、日々の教育活動での気づき等、次年度以降さらに実践的指導力等の向上・定着につながる視点で2月の提出時に記述してください。

【校長所見】

※ 令和7年1月に改訂された「高知県教員養成指針」に基づき、具体的な「自己の達成規準」を作成し、実施しよう。実施後は、4段階で評価して自己の教育実践を振り返りましょう。
※ 作成した自己の達成規準が(4/4)十分できている)になった場合は、状況に応じてさらに高次の達成規準を作成し取り組みましょう。
※ 評価 4: 十分できている 3: たいしてできている 2: あまりできていない 1: できていない

V その他

1 研修に係る旅費コード

〔小学校・中学校・義務教育学校〕 配当外旅費

研修名	略科目コード	事業内訳コード	補足コード
新規採用栄養教諭研修	408	0400	3057
2年経験者研修（栄養教諭）	408	0400	3058
中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）	408	0400	3059

〔県立学校〕 配分旅費

研修名	略科目コード	事業内訳コード
新規採用栄養教諭研修	408	0400
2年経験者研修（栄養教諭）	408	0400
中堅教諭等資質向上研修（栄養教諭）	408	0400

※高知市の小・中学校の研修受講者については、上記の旅費コードではありませんので、高知市教育研究所の栄養教諭研修担当にご確認ください。

2 選択研修に係る旅費について

県内で受講する研修のみ、旅費は支給します。

3 研修の欠席連絡等について

◇研修に関する連絡は、以下のルートで連絡してください。

◇やむを得ず当日連絡をする必要がある場合も、以下のように連絡してください。

小学校・中学校	受講者	→	校長	→	市町村教育委員会	→	県教育センター 栄養教諭研修担当
県立学校	受講者	→	校長	→			

◇欠席届については、以下のように提出してください。

小学校・中学校	校長	→	市町村教育委員会	→	県教育センター 所長あて提出*
県立学校	校長	→			

*提出は、グループウェアのメッセージ 県教育センター「中堅教員・専門研修担当」あてをお願いします。

4 研修における合理的配慮の提供について

受講に際して、合理的配慮の提供（情報保障、座席の配慮、移動支援、トイレの配慮等）が必要な場合は、研修の1か月前までに、上記の欠席連絡と同じ手続きで連絡してください。

（TEL：088-866-5144）

5 研修の中止について

研修等会場の所在する地域に、当日**午前6時**（午後開催の場合は午前9時）の時点で「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風警報」のいずれかが発令されている場合は、その日の研修を中止します。

そのほか、台風や悪天候等により中止する場合は、研修等主管課ホームページにてお知らせします。

研修中止にならない場合でも、居住地域や通勤地域等の状況に注意し、安全を第一に考えた行動をとってください。

※新たな防災気象情報の運用が開始されましたら、警戒レベル等を修正します。

6 研修会場について



高知県教育センター

〒781-5103 高知市大津乙 181 番地

Tel 088-866-5144 (直通)

Fax 088-866-0074

<各研修会場に関する注意事項>

- ・ 高知県教育センター及びその他の研修会場における駐車については、マナーに留意し、安全を確認のうえ駐車してください。
- ・ 研修会場によっては駐車場の駐車台数に限りがあります。公共交通機関を利用する等、ご協力ください。

7 ライブ配信研修の接続について

- (1) 研修当日は余裕を持って接続してください。研修開始 10 分前に出欠確認を行います。
- (2) 入室される際のお名前は「グループ番号（半角数字）＋スペース＋受講者番号（半角数字）＋スペース＋所属名（短縮で 4 文字程度）＋スペース＋名前（名字）」で入力して下さい。
(例) グループ番号 7 受講番号 5123 中芸高等学校定時制昼間部の坂本龍馬先生
→ 7 5123 中芸高定 坂本
(例) グループ番号 20 日高特別支援学校高知みかづき分校の中岡慎太郎先生
→ 20 5234 日高特み 中岡

グループ番号は、研修前日までにクラスルームに掲載します。

- (3) 研修の録画、録音、撮影、公開、二次利用等のご遠慮ください。
- (4) 受講にあたっての留意事項

※マイク・カメラ機能が正常に作動する機器を使用し、一人一台で入室してください。

※研修に集中できる場所で受講し、研修場所を校内で周知しておいてください。

※下記を参照し、カメラに表情がわかるような状態での受講をお願いします。

<良い例>

- ・ 顔全体が映り、相手から表情を見ることができる。



<良くない例>

- ・ 顔が部分的にしか映っていない。
- ・ 相手から表情を見ることができない。



教育センターの利用について

★避難経路

- ◇3F大研修室 … 研修室北面の中ほどの非常階段、東階段、又はテラスの救助袋
- ◇3F各研修室 … 東西の階段、又はテラスの救助袋
- ◇2F各研修室 … 東西の階段
- ◇2F図書館・教科研究センター … 北側の中ほどの非常階段、又は東階段
- ◇1F各研修室 … 出口は、5か所（正面（西端）・西階段北・西階段南・東階段南・東端）

※緊急地震速報が発報されたとき

- ・揺れに備えてください。
- 揺れが収まったら避難準備をしてください。
- ・避難時は、教育センター職員の指示に従ってください。

＜避難場所＞

教育センター4階屋上

※教育センターは高知市の指定緊急避難場所に指定されています。



高知市津波避難マップ「大津小学校区」
第2版(令和元年12月)より

★AEDの設置場所

- ・正面玄関ホール及び3階大研修室に、1機ずつ設置しています。

★研修中

- ・所属等からの緊急連絡は、教育センター（088-866-3890）へお願いします。
- ・携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ・ペットボトルや水筒等は、鞆等に収納してください。
- ・消しゴムかすは、研修室内の指定された所（箱）に捨ててください。

★情報端末及び記録媒体

- ・以下の留意点を踏まえたうえで、原則、使用可能です。

＜留意点＞

- ①公用の情報端末は、管理職の持出許可がある場合に限ります。
- ②録音、動画・静止画の撮影、資料の複写は、講師の許可がある場合のみ可能です。
- ③情報漏洩等、情報モラルについて厳守してください。

★昼食

- ・ご利用の研修室（自席）を使用してください。空き箱等はお持ち帰りください。

★自家用車等の利用

- ・出入りの際は、正門手前で、必ず一時停止し、左右確認をお願いします。
- ・正門から電車通りまでは、徐行運転で一般の方を優先してください。
また、一時停止場所が数か所あります。停止ラインで必ず停車して左右の確認をしてください。
電車通りへの進入時も十分、注意してください。
- ・正門入って右側10枠は、他施設職員駐車場につき駐車できません。
- ・駐車場ではアイドリングストップにご協力ください。

★トイレ

- ・女性用：1F東、1F中央付近、2F西、3F東
- ・男性用：1F西、2F東、3F西
- ・多目的：1F中央付近

★その他

- ・教育センター研修に参加する際の留意点については、教育センターHPや実施要項等をご確認ください。
- ・アンケートを配付している場合は、お帰りの際に会場出口の回収BOXにお入れください。
- ・自動販売機：1F西階段下から屋外へ出たところにあります。
- ・敷地内禁煙です。



令和8年度 栄養教諭研修の概要
令和8年3月 発行

発行 高知県教育センター
〒781-5103 高知市大津乙 181 番地
TEL 088-866-5144 (直通)
TEL 088-866-3890 (代表)
FAX 088-866-0074